

# 企業年金のガバナンス等について

# 企業年金のガバナンス

- 企業年金制度の目的は、公的年金と相まって加入者の高齢期の所得確保を図ることにある。
- 企業年金は、掛金の拠出を行ってから実際に年金給付が行われるまで数十年の期間を要するが、このような長期にわたる仕組みを、将来の給付が確実に行われるよう適切に運営していくためには、「制度を健全に運営するための体制の整備等(=企業年金のガバナンスの確保)」が重要であるとし、これまで企業年金部会等においては、主に確定給付企業年金(DB)のガバナンスについて議論がなされてきた。

## <OECDガイドラインにおける「企業年金のガバナンス」の定義>

出典	定義
OECD GUIDELINES FOR PENSION FUND GOVERNANCE (2002)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 私的年金のガバナンスは、年金制度の機能に関わる法人及び個人間の全ての関係から構成される。</li><li>・ ガバナンスとは、制度の目標を設定するための仕組みをいう。また、目標達成の手段及び実績のモニタリングの手段を提供する。</li><li>・ 年金ガバナンスは、企業経営者・取締役会・株主及びその他のステークホルダー間からの関係から構成される公開会社におけるコーポレートガバナンスに相当する。</li></ul>
OECD Principles of Corporate Governance (2015)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ コーポレートガバナンスは、会社経営陣、取締役会及び株主その他のステークホルダー間の一連の関係にかかわるものである。</li><li>・ コーポレートガバナンスは、会社目標を設定するための仕組みを提供する。また、目標達成の手段及び会社業績のモニタリング手段を決めるための仕組みを提供する。</li></ul>

## 【参考】OECDガイドラインの概要

○ OECDのガイドラインでは、企業年金のガバナンスについて、「統治機関」、「責任」など11項目を提唱している。

項目	OECDガイドラインの内容(概要)
1. 責任の識別	監督と執行の責任が識別され分離されるべき。
2. 統治機関	運営権限を有する統治機関を設置すべき。統治機関とは別の、統治機関を選出し監督する機関が設置されてもよい。 ※ なお、運営が主な役割の機関と監督が主な役割の機関の二層構造となっている場合は、運営が主な役割の機関の方を統治機関と呼ぶ。
3. 責任	統治機関はステークホルダーに対して責任を負うべき。責任が果たせるように、統治機関が職務に反した際には法律上の責任を負わせるべき。統治機関の責任には、個人が金銭的な責任を負うことが含まれてよい。
4. 適合性	統治機関のメンバーの資質は、年金基金のガバナンスにおける高水準の高潔さ、有能さ、経験とプロ意識を確保するための最低限の適合性の基準に照らされるべき。統治機関の少なくとも一部のメンバーは、投資戦略などの要となる意思決定を補佐するための適切な専門的資質・経験を有していることが望ましい。
5. 権限委譲と専門家の助言	統治機関は、内部スタッフ等に権限委譲が可能。統治機関に責任を全うするために必要な専門知識が欠けている場合は、専門家の助言を求めること。
6. 監査人	年金組織、統治機関及び制度提供者から独立した監査人が、適切な機関によって任命され、ニーズに応じた定期的な監査を行うべき。
7. 年金数理人	すべての確定給付型年金には、年金数理人が選任されるべき。
8. カストディアン(資産管理機関)	外部カストディアンを選任した場合、年金資産とカストディアンの資産が分別管理されることを法的に担保するべき。
9. リスクベースの内部統制	制度運営上の様々なリスクに応じた適切な内部統制を実施するべき。
10. 報告	正確な情報伝達のための報告チャネルを確保するべき。
11. 情報開示	すべての関係者に対して適切な情報を、明確・正確かつタイムリーに開示するべき。

# I . 確定給付企業年金(DB)について

# DBのガバナンスに係る指摘事項と改正事項

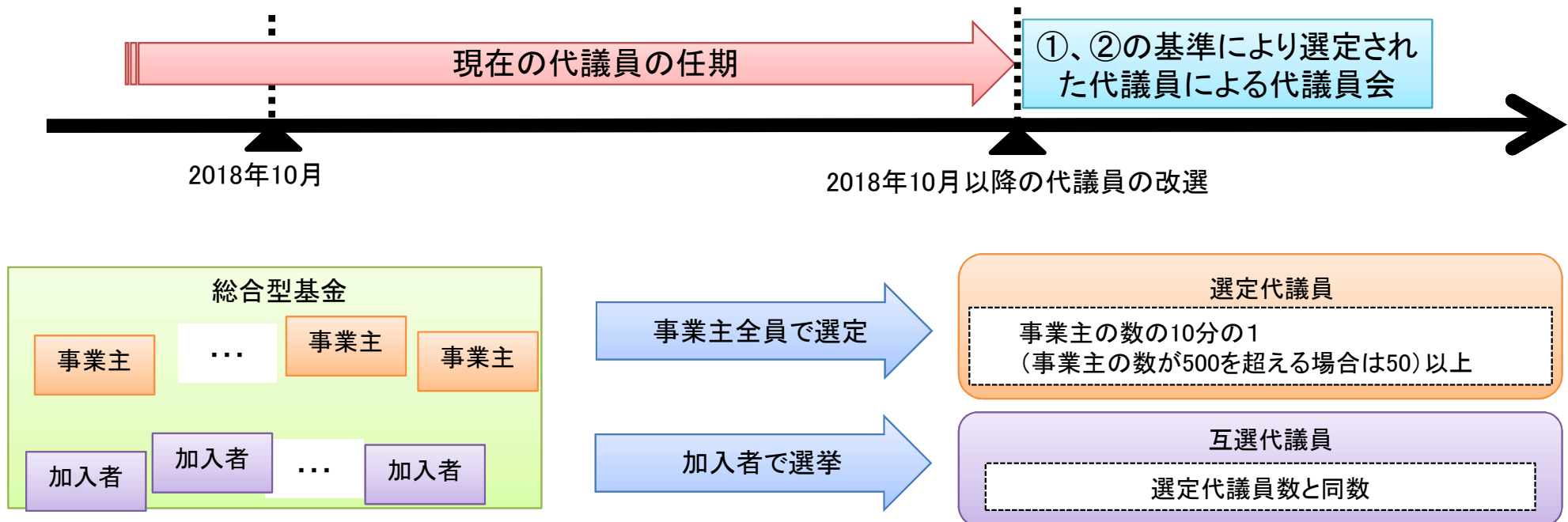
- 企業年金部会では、確定給付企業年金(DB)のガバナンスに関し、①行為準則・組織、②事業運営の検証・監査等、③資産運用、④加入者への情報開示といった面から、制度全般を検証し、議論の整理を行った。
- この中で、OECDガイドラインに照らしても、制度が健全に運営されるための基本的な仕組みは概ね整備されているが、以下の課題が指摘された。
- 指摘されたそれぞれの課題について、2016(平成28)年4月から2018(平成30)年4月にかけて継続的に企業年金部会において議論を重ね、順次見直しが行われた。また、企業年金・個人年金部会での議論を経て、必要な法令改正が行われた。

項目	指摘された課題	改正事項
行為準則 ・組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の事業主で構成される確定給付企業年金で、適正な運営が難しい状況を抱えたものについてガバナンスを重点的に強化すべき</li> </ul>	1. 総合型基金の代議員の在り方の見直し <b>【通知改正】</b> → 一部を2020(令和2)年9月政令改正
事業運営の 検証・監査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公認会計士等の監査の活用</li> </ul> ※ コストの観点から、複数事業主で実施するなど利害関係者の多い基金等に対象を絞るほか、上場企業に求められる法定監査との重複を避ける配慮が必要。	2. 総合型基金における会計の正確性の確保 <b>【通知改正 →2020(令和2)年9月省令改正】</b>
資産運用 ・加入者への 情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産運用委員会の設置の促進</li> <li>・ 資産運用ルールの見直し</li> <li>・ 資産運用に関する開示の充実</li> </ul>	3. 「運用の基本方針」・「政策的資産構成割合」の策定義務化 <b>【省令改正】</b> 4. 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し <b>【通知改正】</b> → 一部を2020(令和2)年9月政令改正

# 1. 総合型基金の代議員の選任の在り方の見直し

- 総合型基金については、事業主に対し基金の運営方針決定への関与を促し、事業主の基金運営への参加意識を高めるため、2018(平成30)年10月1日以降の基金設立時又は代議員の任期満了時の選定から、
  - ① 選定代議員(事業主が選定する代議員)の数は、事業主数の10分の1(事業主数が50を超える場合は50)以上、
  - ② その選定の方法は全ての事業主が選定行為に携わる方法によるものとした。【通知改正 →①については2020(令和2)年9月政令改正】

<見直しのイメージ>

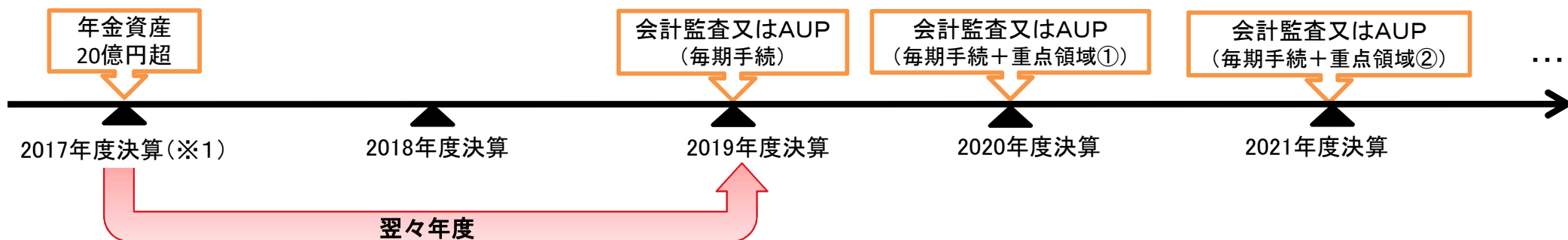


※ ただし、母体組織等が代議員会に代わる役割を担っていると判断できる場合は、この限りではない。

## 2. 総合型基金における会計の正確性の確保

- 総合型基金においては、2017(平成29)年度決算以降で年金資産が20億円を超えた決算の翌々年度決算から、公認会計士又は監査法人による「会計監査」か、「AUP(=合意された手続: Agreed upon procedures)」を受けることとし、その結果を監事監査に活用して、監事監査の充実・会計の正確性の確保を図ることとした。  
【通知改正 →2020(令和2)年9月省令改正】

### <導入のイメージ>



### <会計監査とAUPの比較>

	会計監査	AUP
手続の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>公認会計士又は監査法人が独立した第三者として、財務諸表の適正性を表明するために、十分かつ適切な監査証拠を入手することができるように監査計画を作成し、手続を実施する。</li> <li>手続の選択・決定は、公認会計士又は監査法人が行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公認会計士又は監査法人(※2)と依頼者との間で、確認する具体的な手続についてあらかじめ合意した上で、当該合意した手続に従い、公認会計士又は監査法人が手続を実施する。</li> </ul>
実施結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>公認会計士又は監査法人が、財務諸表の適正性について記載した監査報告書を提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公認会計士又は監査法人が、手続の実施結果を報告するものであり、財務諸表の適正性について言及するものではない。</li> <li>そのため、依頼者は、実施結果に基づき、自らの責任で結論を導くことが基本となる。</li> </ul>
費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的費用が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的安価で実施できる。</li> </ul>

※1 2017(平成29)年度決算とは、2017(平成29)年4月1日から2018(平成30)年3月31日までの間に開始する事業年度の決算をいう。

※2 AUPの業務提供者は、公認会計士又は監査法人と同等水準で業務を遂行できる者でも可。

※3 AUPの手続は、「確定給付企業年金の事業運営基準」に規定するチェックポイントに則して定める。毎期に必ず実施する「毎期手続」と各年度の「重点領域」があり、実施初年度は「毎期手続」のみを実施し、実施2年目以降、「毎期手続+重点領域①」と「毎期手続+重点領域②」を交互に実施する。

### 3. 「運用の基本方針」・「政策的資産構成割合」の策定義務化

- 一定の予定運用利回りを確保する必要がある確定給付企業年金(DB)においては、積立金の運用の目的やその資産構成などの事項を記載した「運用の基本方針」や、長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策的資産構成割合」の策定なしに安定的な運営は困難であることから、2018(平成30)年4月以降、受託保証型を除く全てのDBにおいて「運用の基本方針」と「政策的資産構成割合」の策定を義務付けた。【省令改正】

	改正前	改正後
運用の基本方針の策定	・小規模の確定給付企業年金 ・受託保証型確定給付企業年金を除き、義務	・受託保証型確定給付企業年金を除き、義務
政策的資産構成割合の策定	全ての確定給付企業年金で努力義務	受託保証型確定給付企業年金を除き、義務

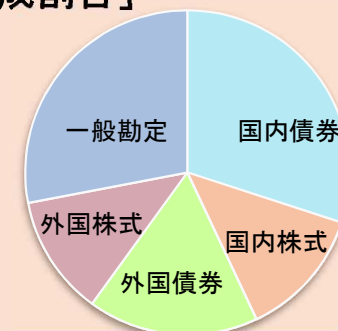
#### 「運用の基本方針」

資産運用に係る以下の基本的な方針

- ・ 積立金の運用の目標に関する事項
- ・ 運用資産の構成に関する事項
- ・ 運用受託機関の選任に関する事項
- ・ 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項
- ・ 運用受託機関の評価に関する事項
- ・ 運用業務に関し遵守すべき事項 等

#### 「政策的資産構成割合」

積立金の運用の目標を達成するために、長期にわたり維持すべき資産の構成割合



※1 「小規模の確定給付企業年金」とは、加入者数300人未満かつ運用資産額3億円未満の規約型確定給付企業年金をいう。

※2 「受託保証型確定給付企業年金」とは、運用の方法が生命保険一般勘定に限定され、将来にわたり、年金資産が給付のために積み立てておくべき額を下回らず、積立不足が生じない設計となっている確定給付企業年金をいう。



## 4. 資産運用ガイドラインの見直し

- 2018(平成30)年4月に「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」を改訂し、①資産運用委員会、②分散投資、③オルタナティブ投資、④運用コンサルタント、⑤スチュワードシップ責任・ESGなどについて、必要な見直しを行った。

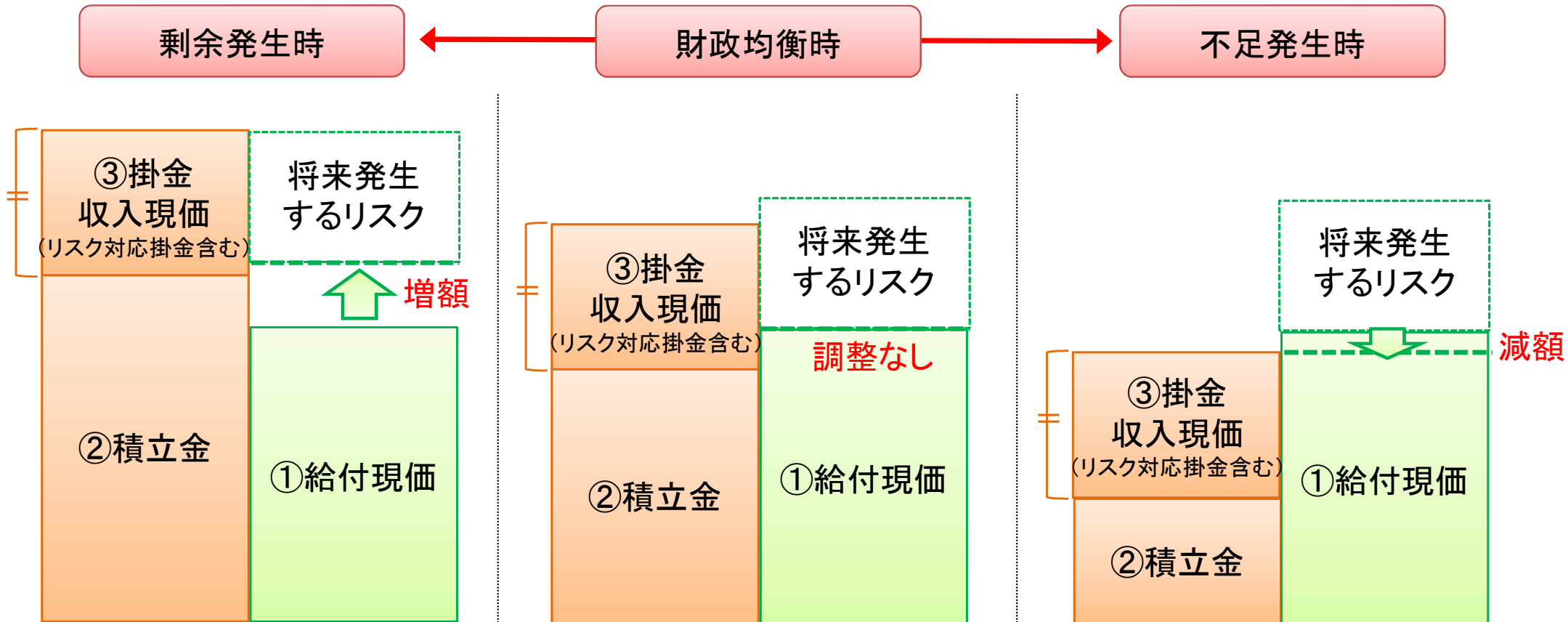
項目	見直しの内容(概要)
① 資産運用委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>資産規模100億円以上の場合は設置すること。 【2020(令和2)年9月、政令改正を行い、法令において設置を義務化】</li></ul>
② 分散投資	<ul style="list-style-type: none"><li>分散投資を行わない場合は、その理由を運用の基本方針に定め、加入者等に周知すること。</li><li>運用受託機関の分散の観点から、運用の基本方針に、運用委託先が特定の運用受託機関に集中しないための方針を定めること。</li></ul>
③ オルタナティブ投資	<ul style="list-style-type: none"><li>オルタナティブ投資を行う場合は、運用の基本方針にその目的や位置づけ等を定めること。</li><li>運用受託機関の選任に当たっては、当該機関の組織体制等に留意し、商品選択に当たっては、例えば、そのリスクや時価の算出根拠等を確認すること。</li></ul>
④ 運用コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"><li>金融商品取引法上の投資助言・代理業者であること。</li><li>運用受託機関との間で利益相反がないか確認すること。</li></ul>
⑤ スチュワードシップ責任・ESG	<ul style="list-style-type: none"><li>スチュワードシップ・コードの受入れや取組状況、ESGに対する考え方を運用受託機関の選任・契約締結の際の定性評価項目とすることを検討することが望ましいこと。</li></ul>

## Ⅱ. リスク分担型企業年金について

# リスク分担型企业年金

- リスク分担型企业年金は、事業主はあらかじめリスク対応掛金に相当する分を上乗せした固定の掛金を負担し、そのあらかじめ拠出するリスク対応掛金を考慮してもなお積立不足が発生した場合、給付水準を調整して財政均衡を図る仕組みである。
- このように、リスク分担型企业年金は、財政状況に応じて給付が調整される仕組みで、従来の確定給付企業年金(DB)とは性質が大きく異なる。
- 2017(平成29)年1月施行後、15件の導入実績(2020(令和2)年12月現在)。

## リスク分担型企业年金における給付調整の仕組み(イメージ)

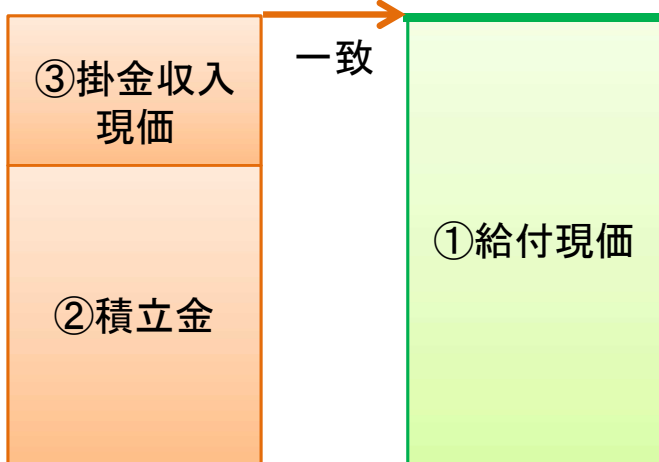


# 【参考】リスク対応掛金の制度導入後の財政均衡の考え方

- 従来は、財源が給付に一致している状態が「財政均衡」の状態であって、積立金の増減が、積立剰余や積立不足の発生(=掛金増加)に直接結び付く仕組みであった。
- これに対し、リスク対応掛金の制度導入により、あらかじめ給付に必要な額以上の財源の手当が可能となった。すなわち、「将来発生するリスク」を算出し、その範囲内でリスク対応掛金を拠出することが可能となった。

## 従来の財政均衡の考え方

②+③が、①の水準に一致する状態を財政均衡の状態と考える

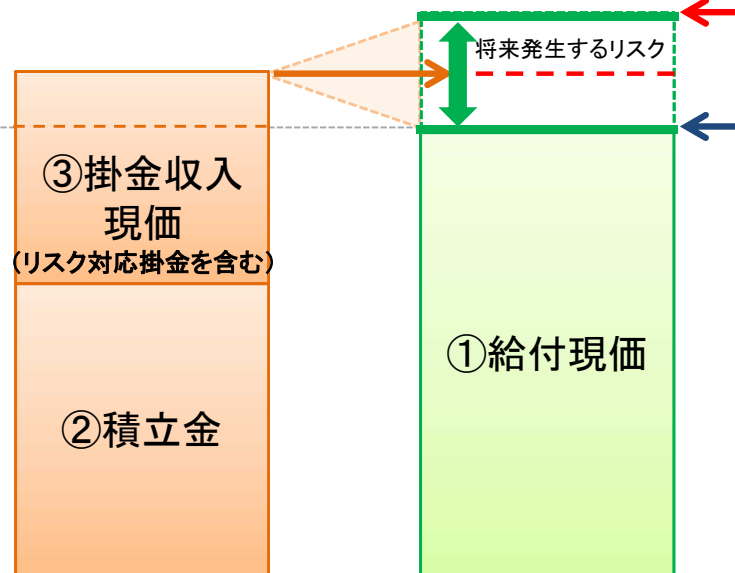


財政均衡の状態に「幅」を設ける

従来に比べて積立剰余や積立不足の発生しにくい安定的な運営が可能

## リスク対応掛金の制度導入後の財政均衡の考え方

②+③が、 $\updownarrow$  の範囲内にある状態を財政均衡の状態と考える



リスク分担型企業年金の場合は、その後、  
②+③がこのラインを超えると増額調整  
②+③がこのラインを下回ると減額調整

# 【参考】リスク分担型企業年金の「将来発生するリスク」の算出方法

○ リスク分担型企業年金の「将来発生するリスク」は、「①価格変動リスク」と「②予定利率低下リスク」の合計により算出する。

①価格変動リスク

資産区分ごとの資産額に、「所定の係数」を乗じ、これらの合計額

②予定利率低下リスク

予定利率が1%低下したとした場合の債務(給付現価－掛金収入現価)の増加額

## <価格変動リスクの計算方法及び計算例>

- ・ 「所定の係数」は、資産区分毎の20年に一度発生する損失額に基づき、厚生労働大臣が定める。
- ・ 資産区分ごとの資産額に「所定の係数」を乗じ、これらの合計額を算出する。これが「将来発生するリスク」の額となる。

資産区分	資産						合計
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	
資産額	6億円	2億円	2億円	1億円	2億円	1億円	14億円
所定の係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%	
資産額× 所定の係数の額	0.3億円	1億円	0.5億円	0.5億円	—	—	2.3億円

※ 上記以外の「その他の資産」を保有する場合は、「その他の資産」の割合に基づき「将来発生するリスク」の額を補正する。なお、「その他の資産」の割合が10%以上である場合は、特別算定方法による算定が義務づけられている。

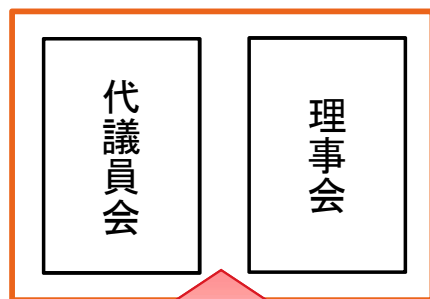
※ 資産区分毎の「20年に一度発生する損失額」は、過去20年程度の各資産のインデックスから期待収益率と標準偏差を計算し、正規分布の片側5%TVaR(Tail Value at Risk)として算定される。

※ 価格変動リスク及び予定利率低下リスクは、一定期間経過し財政状況が安定した状態(いわゆる定常状態)を仮定して推計することとしている。

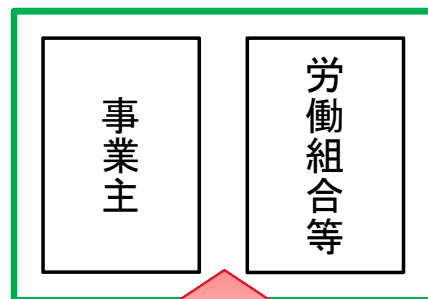
# リスク分担型企業年金のガバナンス①(加入者代表が参画する委員会の設置)

- リスク分担型企業年金は、財政状況に応じて給付が調整される仕組みであることから、加入者が運用の意思決定に適切に参画する仕組みが重要となる。
- このため、企業年金部会におけるガバナンスの議論を踏まえ、リスク分担型企業年金では、加入者の代表が参画する委員会を設置して、
  - ① 運用の基本方針に関して、方針の作成・変更時に加えて、年1回以上、加入者代表に意見を述べる機会を与える
  - ② 加入者代表の求めに応じて、詳細な運用実績等を開示するなど、ガバナンスを強化している。

【基金型の場合】



【規約型の場合】



意見

委員会

意見

- 加入者代表の参画は必須(受給権者の参画も可能)。
- 資産運用などに関する外部有識者を参画させることも可能。
- 加入者代表は、受託機関から提供された運用結果報告書など詳細な運用実績の開示を要求できる。
- 事業主・基金は、運用の基本方針の作成・変更に当たって、加入者代表が述べた意見を十分に考慮しなければならない。

○ 加入者代表を構成員とする資産運用委員会を設置している場合は、当該委員会によって代替可能。

- 基金型の場合には、委員会の設置に代わって以下の措置を講ずることが可能。
  - ・加入者に運用の基本方針に関する意見提出の機会を与えること
  - ・運用の基本方針の作成・変更を代議員会の付議事項とすること
  - ・代議員から要求があれば、受託機関から提示された運用報告書等を開示すること

## リスク分担型企業年金のガバナンス②(加入者・受給権者への周知)

- リスク分担型企業年金では、財政状況に応じて給付が調整される仕組みであることから、企業年金部会におけるガバナンスの議論を踏まえ、
  - ・ 給付額の改定に用いる「調整率」について、その算出方法や算出根拠となったデータなどを業務概況における周知事項として位置付けるとともに、
  - ・ 加入者に加えて、受給権者に対しても同様に周知するなど、加入者や受給権者に対する周知内容を追加している。

### 【確定給付企業年金法施行規則で義務付けている業務概況の周知事項】(同規則第87条)

- 1 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- 2 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 3 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 4 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- 5 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- 6 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- 7 基本方針の概要
- 8 調整率の推移その他調整率に関する事項(リスク分担型企業年金に限る)
- 9 その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

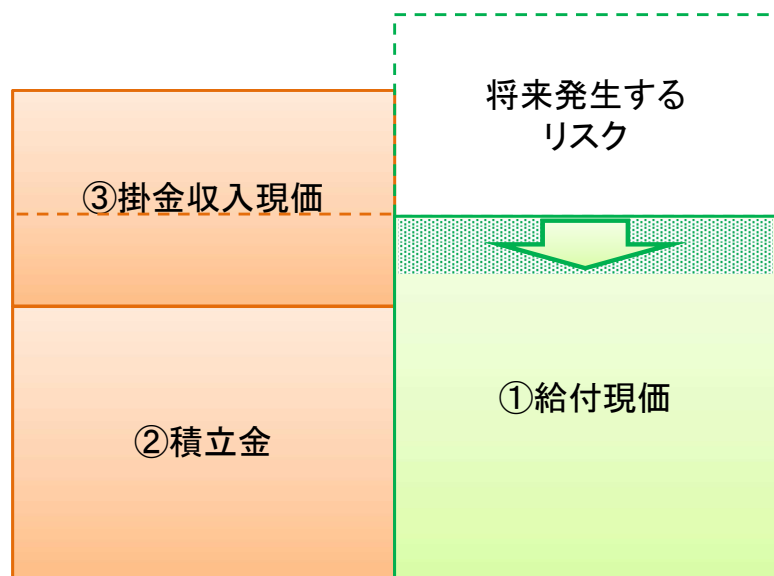
通知において、具体例として以下の事項を示している。

- ① 年金額改定のルール
- ② 過去5年程度の調整率の推移
- ③ ②の調整率の算出根拠となったデータ
- ④ その他、調整率に重要な影響を与えると認められる事項

# リスク分担型企業年金における給付減額判定の考え方

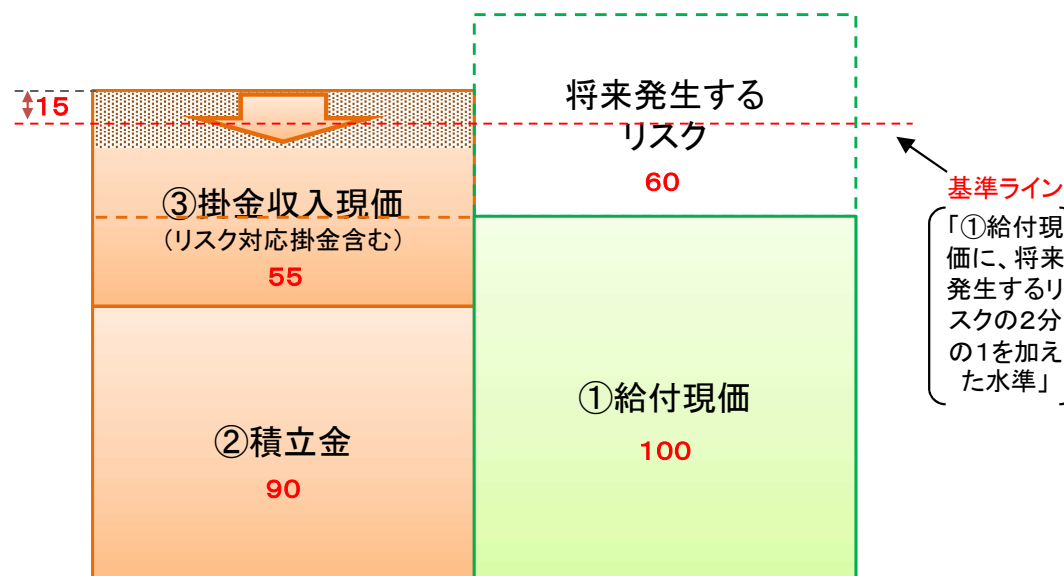
○ リスク分担型企業年金では、給付水準である給付現価が減少する場合に加えて、その後の掛金の変更で掛金収入現価が減少する場合も、財政バランスの変化を通じて減額調整が生じる可能性が高まるため、給付減額と判定している(法令解釈通知)。

## ○ 従来の判定基準の適用



給付設計の変更により「①給付現価」が減少する場合  
⇒ 給付が減少するため給付減額と判定

## ○ 給付の原資に基づく判定基準の適用



掛金の変更で「③掛金収入現価」が減少する場合  
⇒ 財政バランスの変化を通じて減額調整が生じる可能性が高まるため、給付減額と判定

具体的には、「①給付現価」に対する、「(②+③)給付の原資」が「基準ライン」を超過する分の比率(以下「超過比率」。上記の場合は0.15)が低下する場合に給付減額と判定

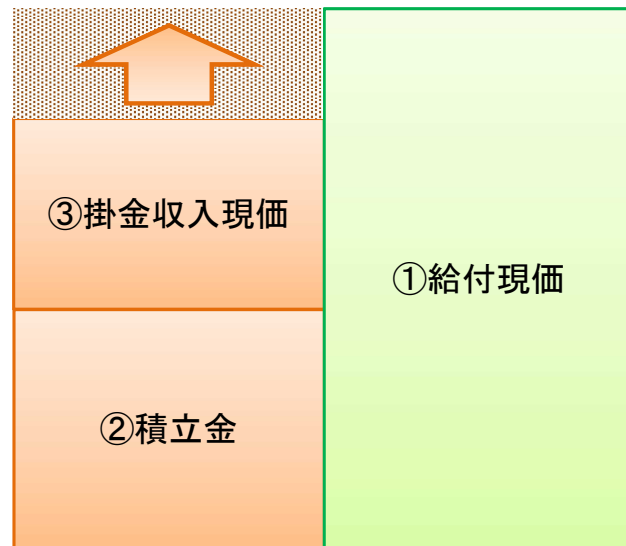


# リスク分担型企業年金の移行時の取扱い①

- リスク分担型企業年金は、従来の確定給付企業年金(DB)とは性質が大きく異なることから、制度の実施に当たっては、DBからリスク分担型企業年金への移行や、リスク分担型企業年金からDBへの移行は、給付減額として取り扱っている。

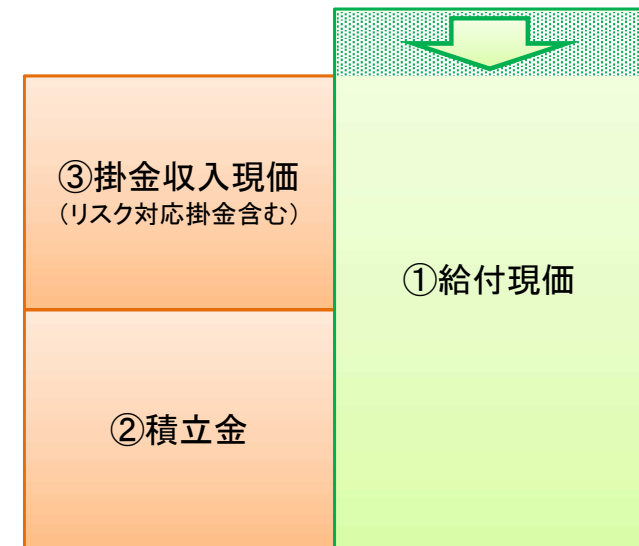
## 従来の確定給付企業年金(DB)

積立不足が発生した場合、追加拠出を行うことで積立不足を解消して給付水準を維持する



## リスク分担型企業年金

リスクに備えてあらかじめ拠出するリスク対応掛金を考慮しても、なお積立不足が発生した場合、給付水準を調整して財政均衡を図る



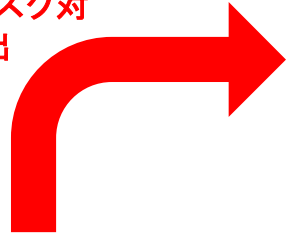
給付の性質  
が大きく変化

## リスク分担型企業年金の移行時の取扱い②

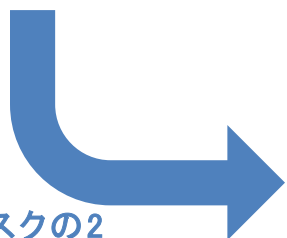
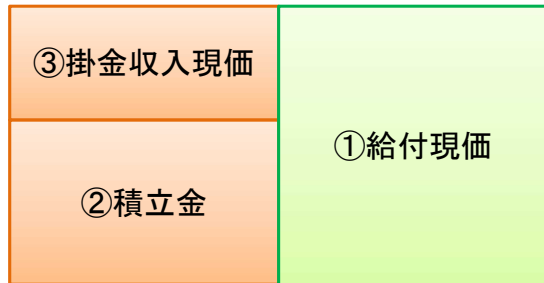
- リスク分担型企業年金の移行について、現行の省令においては、開始時と終了時の取扱いは規定され、「給付の原資の水準(②積立金+③リスク対応掛金相当を含む掛金収入現価)」が「基準ライン(①給付現価に、将来発生するリスクの2分の1を加えた水準)」を上回っている場合は、その後の資産の価格変動等を考慮すると、減額調整よりも増額調整が生じる可能性の方が高いため、給付減額の手続を区分し、加入者の個別同意等の代わりに加入者への十分な説明等を求めている。

「給付の原資の水準(②積立金+③リスク対応掛金相当を含む掛金収入現価)」と「基準ライン(①給付現価に、将来発生するリスクの2分の1を加えた水準)」の大小関係に応じて、給付減額の手続を区別

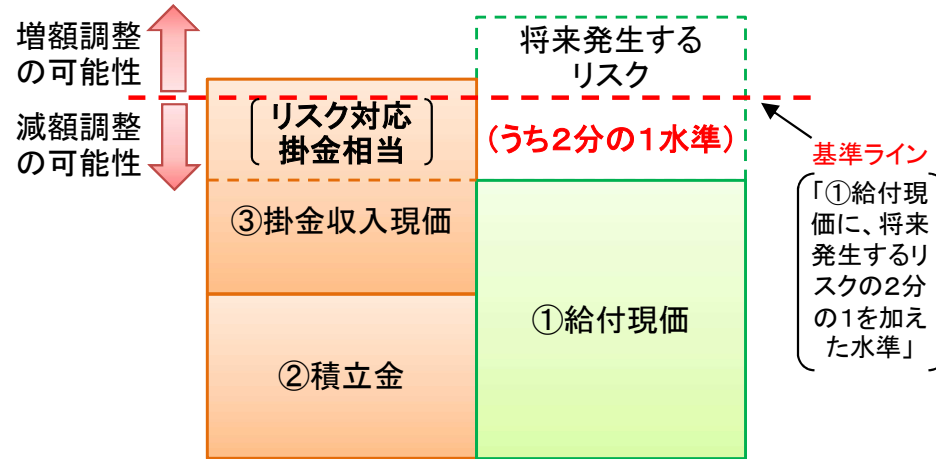
将来発生するリスクの2分の1を超えるリスク対応掛金相当を抛出



従来の確定給付企業年金(DB)



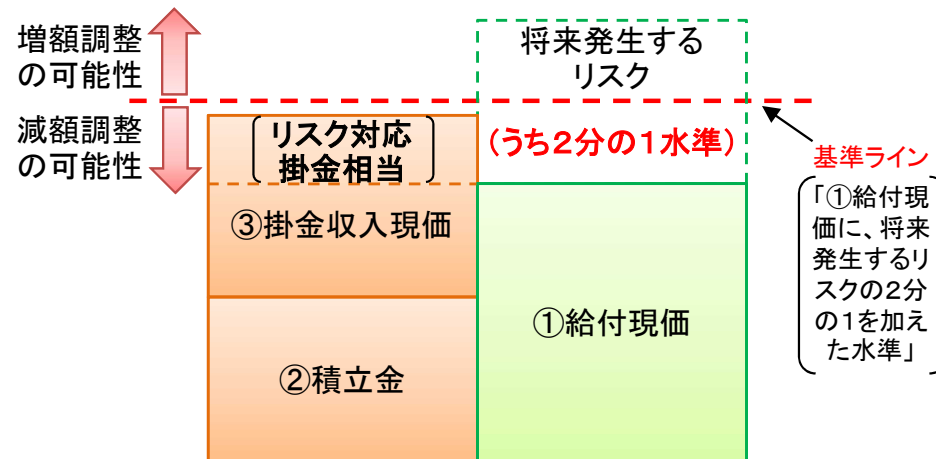
将来発生するリスクの2分の1を超えるリスク対応掛金相当を抛出しない



将来発生するリスクの2分の1を超えるリスク対応掛金相当を抛出し、増額調整が生じる可能性の方が高い

以下の手続を課す一方、個別の同意等は不要

- ・ 全加入者に対する事前の十分な説明
- ・ 全受給者に対する事前の十分な説明
- ・ 受給者のうち希望者には、年金給付に代えて移行前の給付を一時金で支給



将来発生するリスクの2分の1を超えるリスク対応掛金相当を抛出せず、減額調整が生じる可能性の方が高い

個別の同意等を含め、従来の確定給付企業年金(DB)における給付減額を行う場合と同様の手続

# 【参考】リスク分担型企業年金に係る関係条文①

## 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)―抄―

### (規約の承認の基準等)

第五条 厚生労働大臣は、第三条第一項第一号の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同号の承認をするものとする。

一から四 (略)

五 その他政令で定める要件に該当すること

2・3 (略)

## 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)―抄―

### (規約型企業年金の規約の承認の基準に関するその他の要件)

第四条 法第五条第一項第五号(法第六条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 (略)

二 加入者等の確定給付企業年金の給付(以下「給付」という。)の額を減額することを内容とする確定給付企業年金に係る規約(以下「規約」という。)の変更をしようとするときは、当該規約の変更の承認の申請が、当該規約の変更をしなければ確定給付企業年金の事業の継続が困難となることその他の厚生労働省令で定める理由がある場合において、厚生労働省令で定める手続を経て行われるものであること。

## 確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)―抄―

### (給付減額の理由)

第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)及び加入者であった者(以下「受給権者等」という。)の給付(加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。)の額を減額する場合にあつては、第二号、第五号及び第六号に掲げる理由とする。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)において労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直し(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金をリスク分担型企業年金に変更すること(次号及び第五号において「リスク分担型企業年金開始変更」という。))及びリスク分担型企業年金をリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金に変更すること(次号及び第六号において「リスク分担型企業年金終了変更」という。)を含む。)を行う必要があること。

二から六 (略)

## 【参考】リスク分担型企業年金に係る関係条文②

### 確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)一抄一

#### (給付減額の手続)

第六条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める手続は、次のとおりとする。ただし、前条第五号又は第六号に掲げる理由により給付の額を減額する場合は、第一号及び第二号イに定める手続を要しない。

一 規約の変更についての次の同意を得ること。

イ 加入者（給付の額の減額に係る受給権者を除く。以下この号及び次項において同じ。）の三分の一以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意

ロ 加入者の三分の二以上の同意（ただし、加入者の三分の二以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる。）

二 受給権者等の給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる手続を経ること。

イ 給付の額の減額について、受給権者等の三分の二以上の同意を得ること。

ロ 受給権者等のうち希望する者に対し、給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定に基づき算定した当該受給権者等に係る最低積立基準額を一時金として支給することその他の当該最低積立基準額が確保される措置を講じていること（受給権者等の全部が給付の額の減額に係る規約の変更に同意する場合を除く。）。

2~4 (略)

※ 上記の第5号は**開始時**、第6号は**終了時**を指す。

五 当該規約の変更がリスク分担型企業年金開始変更を内容とするものである場合において、変更後のリスク分担型企業年金が第二十五条の二第一項第二号イに規定する場合に該当することとなること又は該当することとなる蓋然性が高いこと。

六 当該規約の変更がリスク分担型企業年金終了変更を内容とするものである場合において、変更前のリスク分担型企業年金が第二十五条の二第一項第二号ロに規定する場合に該当していること又は該当する蓋然性が高いこと。

⇒ この第5号・第6号に該当するときは、個別同意の代わりに、法令解釈通知(平成14年3月29日年発第0329008号)において、「規則第5条第5号に基づきリスク分担型企業年金を開始する場合及び規則第5条第6号に基づきリスク分担型企業年金を終了する場合には、事前に十分な説明を行うこと」を求めている。

# リスク分担型企業年金の移行時に係る規定の課題

- リスク分担型企業年金の移行について、現行の省令においては、開始時と終了時の取扱いは規定されているが、リスク分担型企業年金の合併・分割、事業所追加・減少を含めて、受け手側・出し手側となるリスク分担型企業年金について『給付減額』となるような規約変更が可能か、省令等の規定に不備がある。
  - また、リスク分担型企業年金の『給付減額』については、給付現価が減少する場合に加えて、掛金変更の場合を想定して、超過比率が低下する場合も給付減額と判定することとされている(P15参照)が、財政状況が異なる企業年金同士が合併・分割する場合や事業所の追加・減少がある場合、給付や掛金に変更がない場合であっても、財政状況が良い方の企業年金では必ず超過比率は低下する。
- ⇒ 超過比率が低下する(=給付減額と判定される)リスク分担型企業年金の合併・分割、事業所追加・減少の規約変更が認められるのか。

## 合併や事業所追加の場合

リスク分担型  
企業年金



・従来のDB  
・同DBから移転  
する事業所

<受け手側>

「給付減額」となるような規約変更が可能か

<加わる側>

「**開始変更**」に該当  
(規定あり)

## 分割や事業所減少の場合

リスク分担型  
企業年金



・従来のDB  
・同DBへ移転  
する事業所

<出し手側>

「給付減額」となるような規約変更が可能か

<出て行く側>

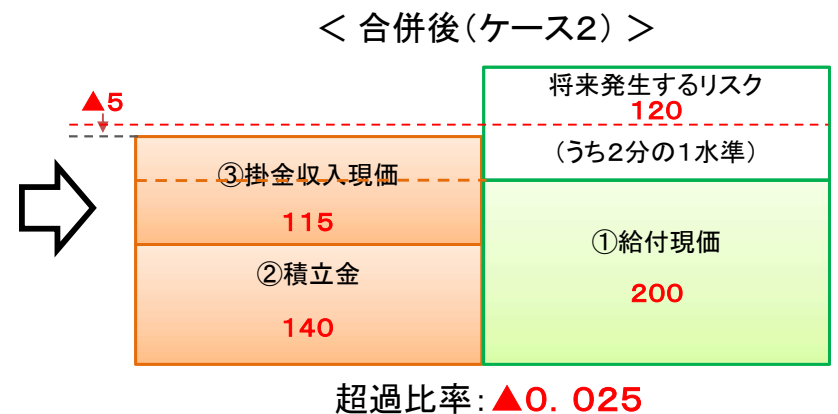
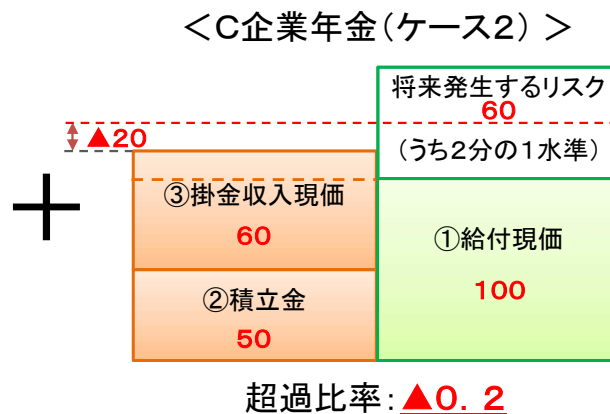
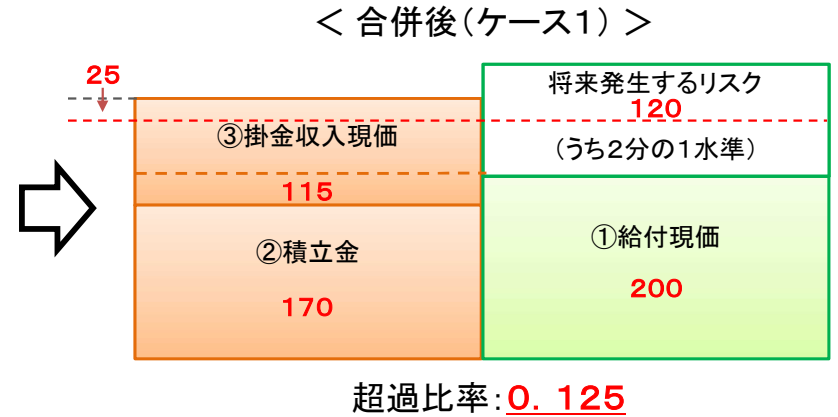
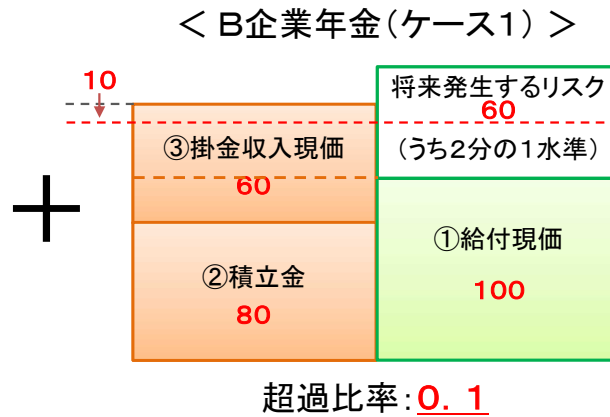
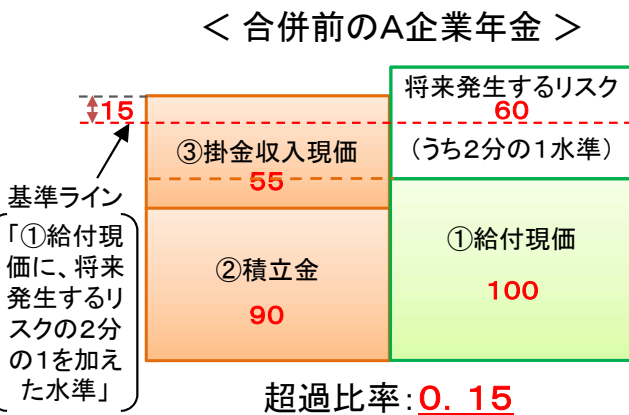
「**終了変更**」に該当  
(規定あり)

# 【参考】合併等に伴って超過比率の低下が生じる例

- DBの合併・分割、事業所の追加・減少については、関係する労働組合等の同意が必要で、加えて、給付が見直され給付現価が減少する場合は給付減額となり加入者の個別同意等が必要となる。
- リスク分担型企業年金についても、この点は同様。加えて、掛金変更の場合を想定して、超過比率が低下する場合も給付減額と判定することとされている(P15参照)が、財政状況が異なる企業年金同士が合併・分割する場合や事業所の追加・減少がある場合、給付や掛金に変更がない場合であっても、財政状況が良い方の企業年金では必ず超過比率は低下する。

⇒ 下記のケースでは、合併でAの加入者は、引き続き増額調整が生じる可能性の方が高いが、ケース1でもケース2でも超過比率が低下し、給付減額と判定される(B・Cは、超過比率が上昇しており、給付減額ではない)。

【ケース1】増額調整が生じる可能性の方が高い企業年金を合併する場合

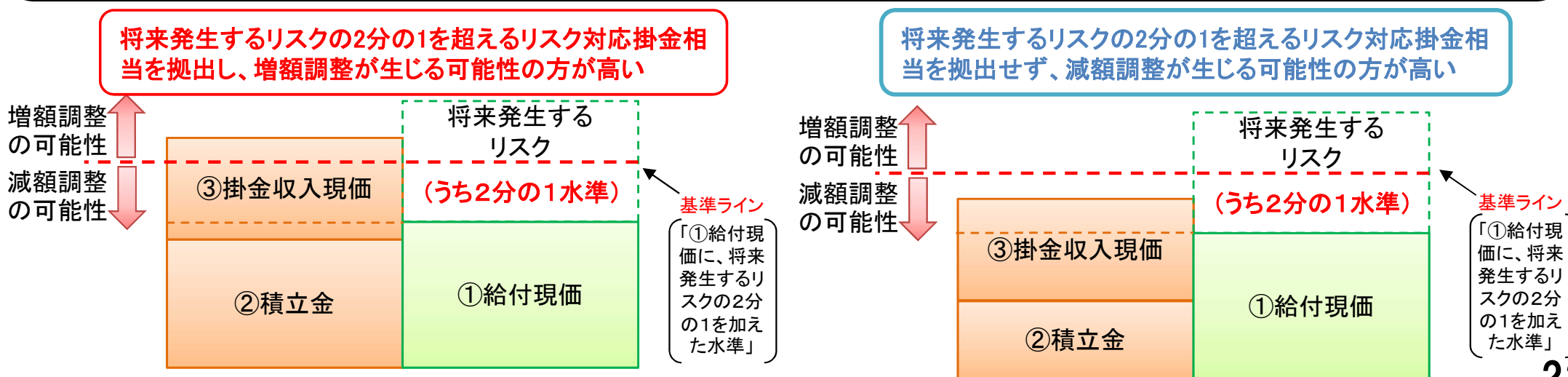


【ケース2】減額調整が生じる可能性の方が高い企業年金を合併する場合

# リスク分担型企業年金の移行時に係る規定の整備

- 合併・分割、事業所追加・減少を含む、リスク分担型企業年金の規約変更が可能となるよう、規定を整備する必要がある。
- その際のリスク分担型企業年金の給付減額判定の考え方と手続については、例えば、リスク分担型企業年金においては、超過比率がその後の給付調整を左右するため、合併・分割、事業所の追加・減少の際にも、超過比率の低下を給付減額とした上で、リスク分担型企業年金の制度趣旨・仕組み（P10参照）を踏まえ、リスク分担型企業年金の開始時と同様に、「給付の原資の水準（②積立金＋③リスク対応掛金相当を含む掛金収入現価）」と「基準ライン（①給付現価に、将来発生するリスクの2分の1を加えた水準）」の大小関係に応じて、給付減額の手続を区別（P17参照）することが考えられる。
  - (※1)この場合、P21のケースでは、合併でAの加入者は、超過比率がケース1では0.15→0.125、ケース2では0.15→▲0.025と低下するが、ケース1では引き続き増額調整が生じる可能性の方が高く加入者への十分な説明等を要し、ケース2では減額調整が生じる可能性の方が高くなることから新たに個別同意等を要することとなる。
  - (※2)従来のDBにおける分割の際は、出し手側（残る企業年金）の財政状況に影響を与えないよう、出て行く側に移換する積立金額を調整できるが、リスク分担型企業年金の場合は、超過比率が低下しないような積立金の移換方法も含めて検討する必要がある。
  - (※3)このほか、法令解釈通知における最低積立基準額等の規定についても十分な手当ができておらず、全体的に規定の整備が必要となっている。
- 併せて、ガバナンスの確保の観点から、リスク分担型企業年金においては、超過比率を加入者の代表が参画する委員会においてモニタリング（P13参照）するとともに、業務概況において受給権者を含めて周知（P14参照）することも重要であると考えられる。

⇒ 具体的な規定内容を検討し、必要な調整・パブリックコメントを経て、省令・法令解釈通知を改正



## Ⅲ. 企業型確定拠出年金(企業型DC)について



# 企業型DCのガバナンス

○ 企業年金のガバナンスの確保は、確定給付企業年金(DB)のみならず、企業型確定拠出年金(企業型DC)にも求められる。

(※)OECDのガイドラインは、確定給付企業年金のみならず確定拠出年金にも適用される。またガイドラインでは、「DB・DC共通の責任」に加え、「DC特有の責任」が規定されている。

○ 企業型DCは従業員の老後の所得確保を図る退職給付制度であり、事業主には、加入者等が適切に資産運用を行うことができるよう、加入者等を支援する重要な役割・責任がある。

(※)企業型確定拠出年金の導入を決定した上、運営管理機関を選任し、運用商品の選定・提示に関与するのは事業主であり、加入者等は提示された運用商品の中からしか商品を選択できない。また、加入者等の多くが退職給付制度への理解、投資経験、資産運用の能力が十分でないということへの配慮も、実施主体である事業主には必要である。

責任	OECDガイドラインの内容(概要)
DB・DC 共通の責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金基金の主たる目標と使命の設定、主なリスクの特定、主要な基本方針の設定(例えば、政策的資産構成割合を含む運用基本方針、積立方針、リスク管理方針など)</li> <li>・ 年金基金の運営状況の監視</li> <li>・ 内部の経営スタッフ及び外部サービスプロバイダの選定・報酬決定・監視及び必要に応じての解任</li> <li>・ 組織の諸活動の法令や規制等に対するコンプライアンスの確定</li> </ul>
DC 特有の責任	<p>以下の事項について確実な実行を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な運用商品の加入者に対する提供(デフォルト商品を含む)</li> <li>・ 提供商品の実績モニタリング</li> <li>・ 加入者が負担しているコストが適正であること、また、コスト内訳の加入者に対する開示</li> <li>・ 加入者に対するガイダンスの提供、及び関連する場合には将来給付予想額の提示</li> </ul>

# 2016年改正の概要

- 2016(平成28)年の確定拠出年金法等の改正においては、企業型確定拠出年金(企業型DC)制度を健全に運営し、加入者等が適切に資産運用を行うことができるようにする観点から、様々な環境整備を行った。

項目		内容
加入者による運用商品選択への支援	継続投資教育の努力義務化	継続投資教育を事業主の「配慮義務」から「努力義務」に変更
	運用商品提供数の抑制	運用商品提供数の上限を「35本」に設定
	商品除外規定の整備	「除外しようとする運用商品を選択している加入者等全員の同意が必要」から、「3分の2以上の同意が必要」に変更
多様な商品の提示の促進		「3つ以上の運用商品の提供」・「1つ以上の元本確保型商品の提供」から、「リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品の提供」に変更
運用商品を選択しない者への支援		加入者による運用の指図が行われられない場合、自ら運用指図を行うことを促す観点から、特定期間(3ヶ月以上で規約で定める期間)や猶予期間(2週間以上で規約で定める期間)を設け、その手続を経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」の規定を整備
事業主による運営管理機関の定期的な評価		委託した運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、運営管理業務の委託について検討を加え、必要に応じて運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずることを努力義務化

※ 2018(平成30)年5月施行。「事業主による運営管理機関の定期的な評価」は2018(平成30)年7月施行。

# 企業型DCにおいて事業主が果たすべき役割・責任

○ 企業型確定拠出年金(企業型DC)の運営において事業主が果たすべき役割・責任について、確定拠出年金法令では様々な規定が設けられている。

役割・責任	内容
①実施主体 (法第2条第2項)	企業型確定拠出年金は、「厚生年金適用事業所の事業主が」、「実施する年金制度をいう」とされており、実施主体は事業主である。実施に当たっては、労使合意を要する(法第3条第1項)。
②規約周知義務 (法第4条第3項)	事業主は、承認を受けた規約の内容を、使用する厚生年金被保険者に周知させなければならない。
③運営管理機関への業務の委託とその評価 (法第7条)	事業主は運営管理業務の全部又は一部を運営管理機関に委託できるが、少なくとも5年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
④投資教育義務 (法第22条)	事業主は、加入者等に対し、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。
⑤運用の方法の選定及び提示 (法第23条)	運用商品の選定及び提示は、多くの場合、運営管理機関によって行われるが、「加入者等が真に必要なものに限って運用の方法が選定されるよう、確定拠出年金運営管理機関と労使が十分に協議・検討を行って運用の方法を選定し、また定期的に見直していくこと」(法令解釈通知)と、事業主の関わりを示している(指定運用方法についても同様)。
⑥忠実義務 (法第43条第1項)	事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならない。
⑦個人情報保護義務 (法第43条第2項)	事業主は、加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。
⑧禁止行為 (法第43条第3項)	事業主は、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって運営管理業務の委託契約又は資産管理契約を締結してはならない。
⑨禁止行為 (法第43条第4項)	自ら運営管理業務を行う事業主については、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定してはならない。

(注1)②と④～⑧については、個人型DCについても適用・準用されており、国民年金基金連合会が果たすべき役割・責任として位置づけられている。

(注2)「法」…確定拠出年金法(平成13年法律第88号) 「法令解釈通知」…確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)

# 忠実義務の具体的内容

○ 忠実義務については、法令解釈通知において、少なくとも留意すべき事項として7項目を掲げている。

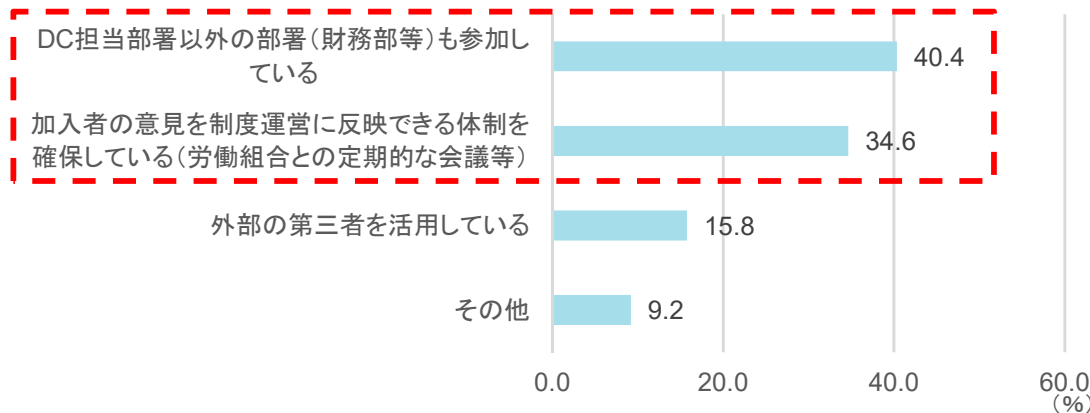
項目	内容
①運営管理機関・資産管理機関の選任に係る忠実義務	もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等に関して、複数の運営管理機関又は資産管理機関について適正な評価を行う等により選任すること。
②運用関連業務の委託に係る忠実義務	運営管理機関に委託している運営管理業務のうち特に運用関連業務がもっぱら加入者等の利益のみを考慮して、適切に行われているかを確認するよう努める必要があること。
③投資教育の委託に係る忠実義務	資産の運用に関する情報提供に係る業務(いわゆる投資教育)を企業年金連合会、運営管理機関又はその他の者に委託する場合には、委託先の機関等が法令解釈通知に規定する内容及び方法に沿って、加入者等の利益のみを考慮して適切に当該業務を行うことができるか否かを十分考慮した上で行うこと。
④自社株式等を運用商品とする場合の取扱い	加入者等に対し、自社株式又は関連企業の発行する株式を運用の方法として提示することは、もっぱら加入者等の利益のみを考慮してその業務を遂行しなければならないという忠実義務の趣旨に照らし妥当であると認められる場合に限られるものであること。
⑤法令等の遵守義務	法、施行令及び施行規則に規定された事業主の行為準則等を遵守すること。
⑥照会・苦情処理体制の整備	加入者等から企業型年金の実施状況に関し照会又は苦情があったときは、当該照会又は苦情に事業主自らが誠実かつ迅速に対応するか又は運営管理機関に誠実かつ迅速に対応させること。
⑦選任した運営管理機関・資産管理機関の監督責任	事業主が選任した運営管理機関及び資産管理機関から、その業務の実施状況等について少なくとも年1回以上定期的に報告を受けるとともに、加入者等の立場から見て必要があると認められる場合には、その業務内容の是正又は改善を申し入れること。また、当該運営管理機関及び資産管理機関が事業主の申入れに従わず、又はその業務の実施状況等により運営管理業務又は資産管理業務を継続することが困難であると認めるときは、当該運営管理業務を自ら実施するか又は他の運営管理機関若しくは資産管理機関を選任すること。

(注)「施行令」・・・確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)「施行規則」・・・確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)

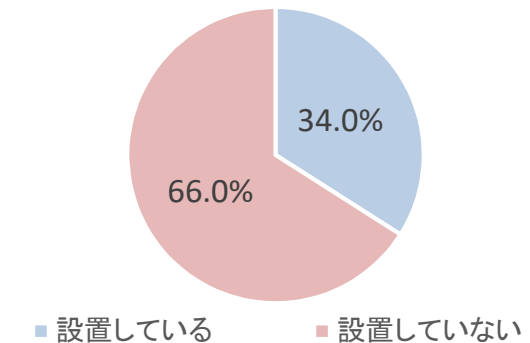
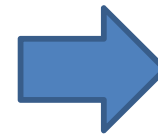
# 企業型DC制度運営の取組

- 企業型確定拠出年金(企業型DC)の運営に当たって、DC担当部署以外の部署も検討等に参加してもらったり、加入者の意見を反映できる仕組みを設けたりするといった組織的な取組をしている例がある。
- このような取組をしている企業のうち、DC担当部署以外の部署を制度運営に参加させている企業が40.4%、加入者の意見を制度運営に反映できる体制を確保している企業が34.6%、外部の第三者を活用している企業が15.8%あった。
- さらに、年金委員会等の組織を設置した上でこれらの取組を実施している企業が、34.0%あった。

## <制度運営の取組(複数回答可)>



## <年金委員会等の設置の有無>



(出所)企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年)  
n=228

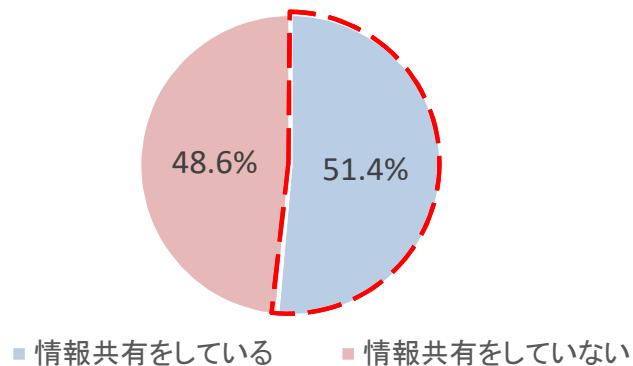
(出所)企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年)

※制度運営の取組みについて、「DC担当部署以外の部署も参加している」、「加入者の意見を制度運営に反映できる体制を確保している」と回答した企業の担当者を対象。n=147

# 運用の実態に関するレポートについての情報共有

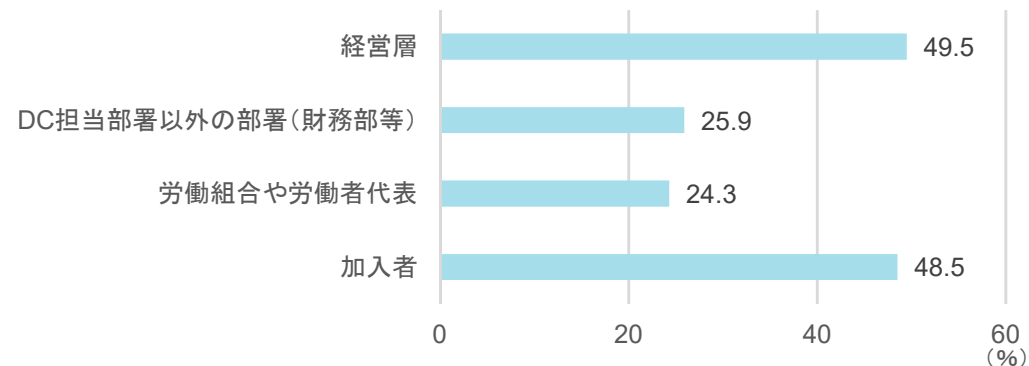
- 運営管理機関から定期的に提供される加入者全体の運用状況に関するレポートについて、DC担当部署において利用するだけでなく、関係者と情報共有することで、問題点の共有や今後の制度運営の検討に役立てることができる。
- こうしたレポートについてDC担当部署以外の者と情報共有している企業は51.4%であった。情報共有先としては、経営層が49.5%、他部署が25.9%、労働組合や労働者代表が24.3%、加入者が48.5%となっている。

## <運用の実態に関するレポートについての情報共有の有無>



(出所)企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年)  
n=626

## <情報共有先(複数回答可)>

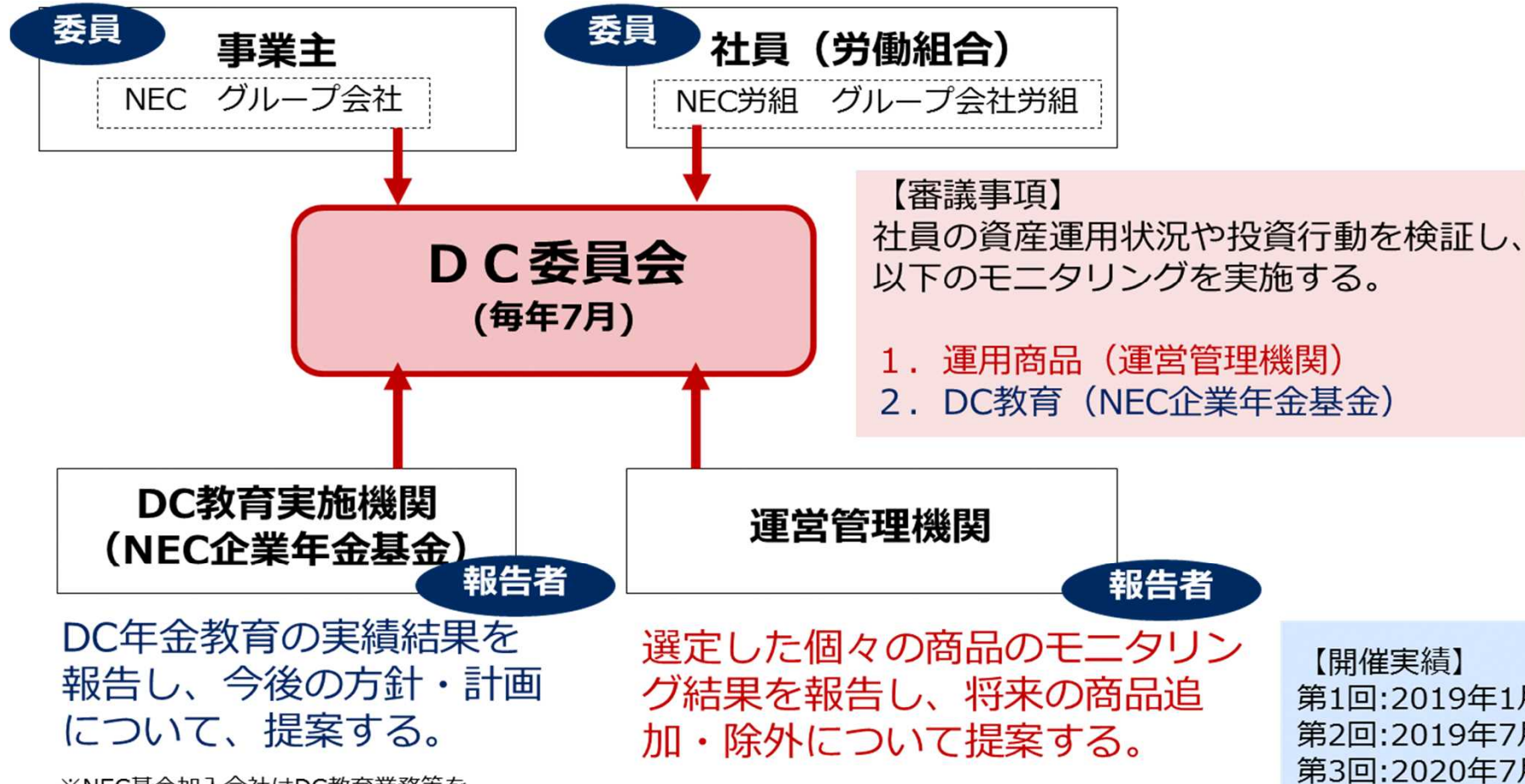


(出所)企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年)  
※運用の実態に関するレポートについての情報共有をしていると回答した企業の担当者を対象。n=309

# 【参考】制度運営の体制の実例

- グループの労使幹部が運営管理機関等をモニタリングし、社員利益のためにDC年金制度が運営されていることを全社員に周知・公開している。

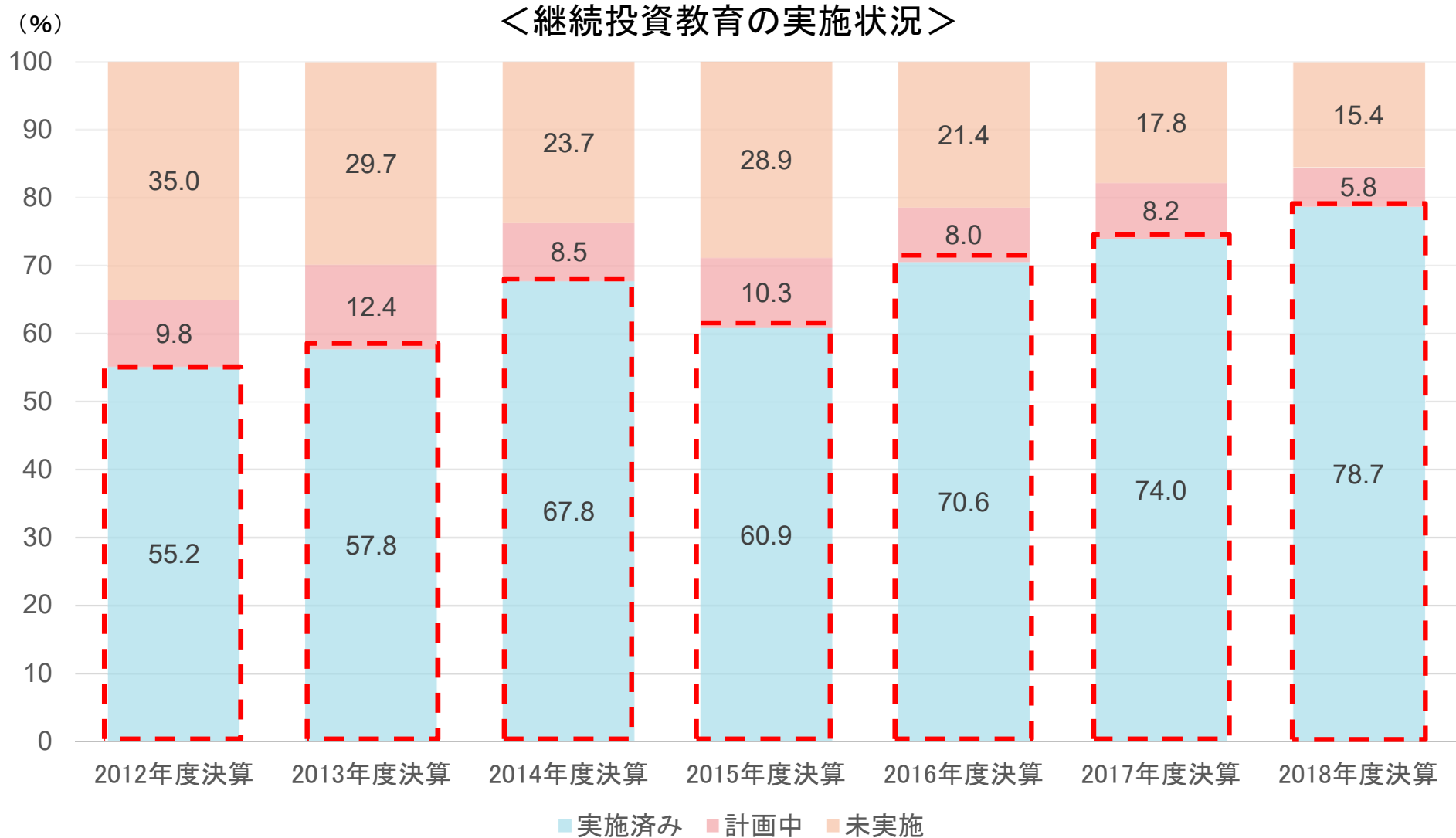
## 日本電気(NEC)のDC委員会



※NEC基金加入会社はDC教育業務等を基金に委託している。

# 継続投資教育の実施状況

○ 継続投資教育の実施率は、向上しつつある。



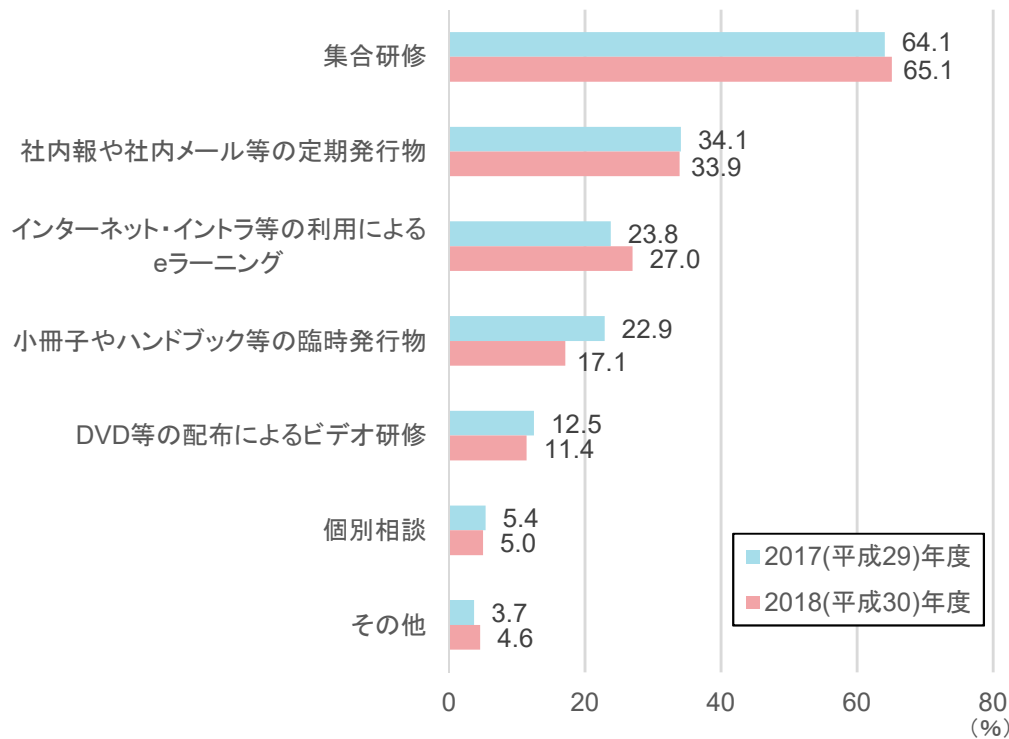
(出所) 企業年金連合会「各年度決算 確定拠出年金実態調査」を基に作成(2012年度決算～2018年度決算)



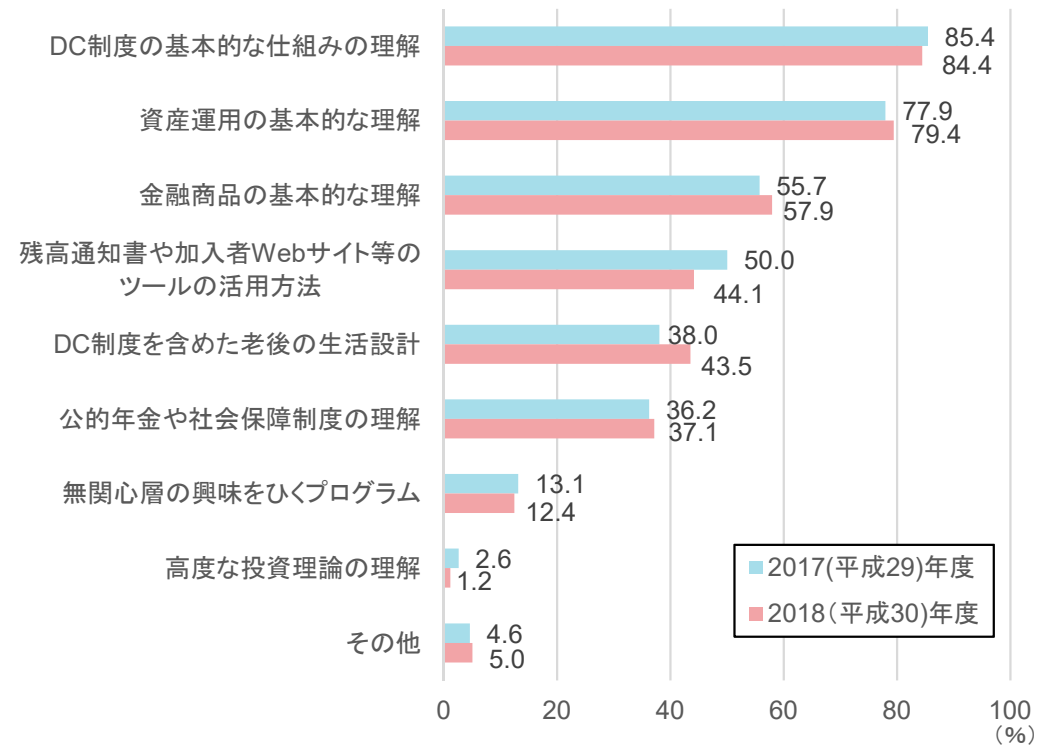
# 継続投資教育の手法・内容

- 継続投資教育の手法としては、多くの事業主が「集合研修」で実施している。
- 継続投資教育は、「DC制度の基本的な仕組みの理解」、「資産運用の基本的な理解」、「金融商品の基本的な理解」などを内容としているものが多い。

＜継続投資教育の手法(複数回答可)＞



＜継続投資教育の内容(複数回答可)＞



(出所) 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年) n=463  
 企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年) n=519

※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。

(出所) 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年) n=458  
 企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年) n=499

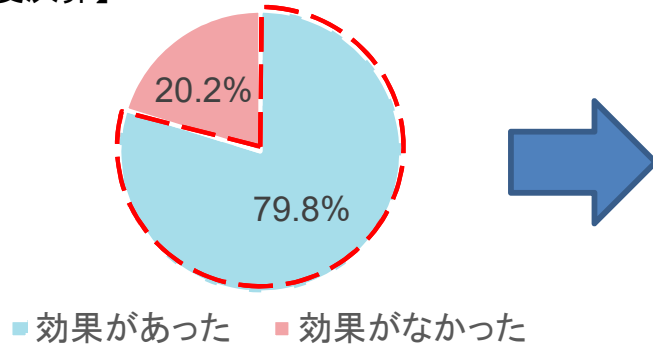
※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。

# 継続投資教育の効果

- 継続投資教育の実施により、約8割の事業主が効果があったと回答している。
- 効果があった項目として、「加入者Webサイトへのアクセス回数が増えた」、「IDの照会やパスワードの再発行依頼が増えた」、「スイッチングの回数が増えた」などが挙げられている。

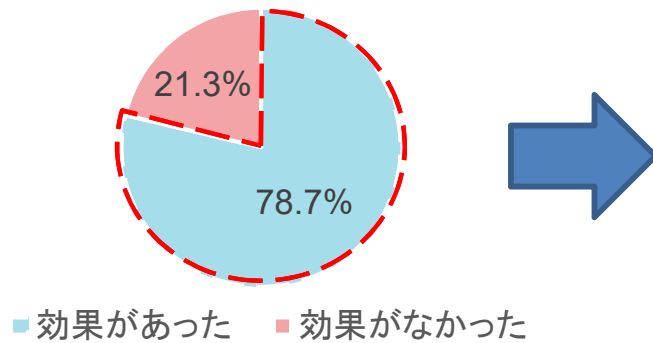
## <投資教育の効果>

【2017(平成29)年度決算】



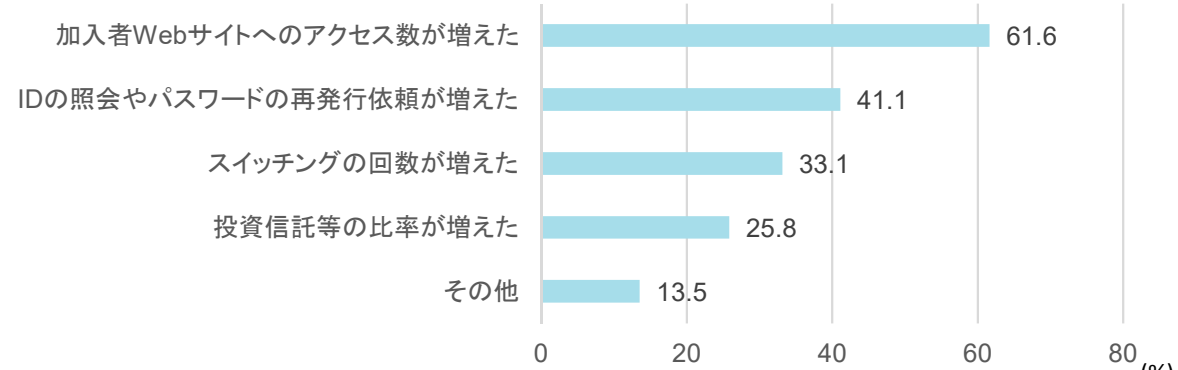
(出所)企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)  
※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。n=431

【2018(平成30)年度決算】

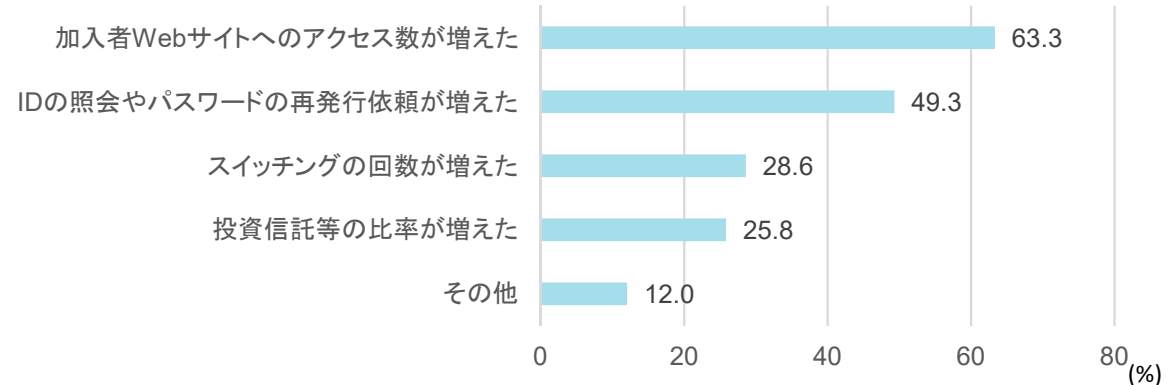


(出所)企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年)  
※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。n=461

## <投資教育の効果があった項目(複数回答可)>



(出所)企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)  
※ 継続投資教育を実施しており、投資教育の効果があったと回答した企業の担当者を対象。n=341



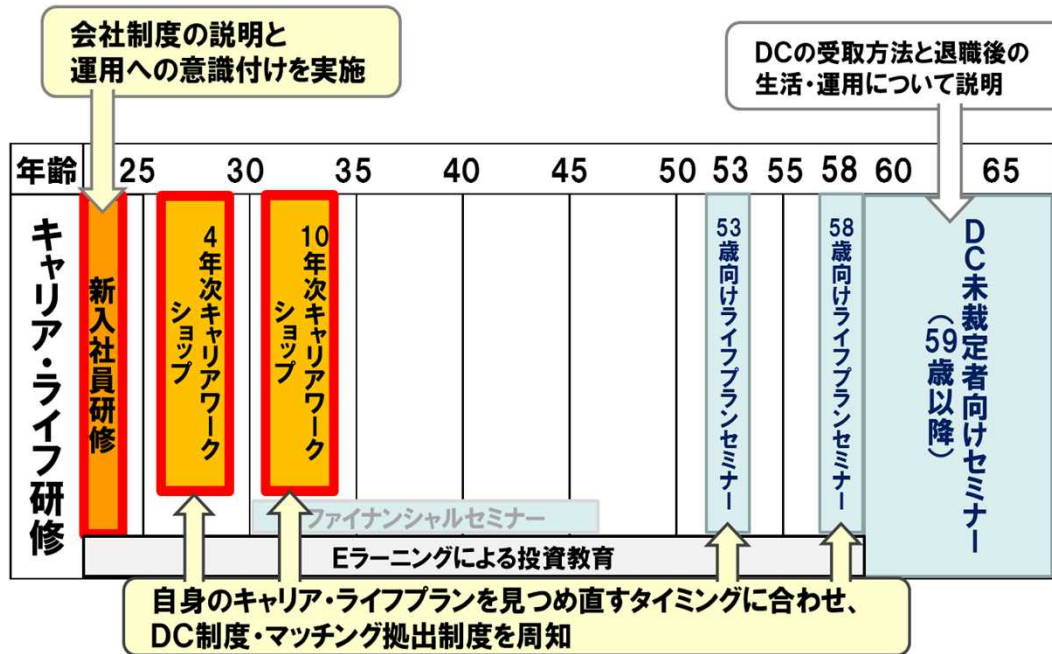
(出所)企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年)  
※ 継続投資教育を実施しており、投資教育の効果があったと回答した企業の担当者を対象。n=357

# 【参考】継続投資教育の取組例

○ 各社ごとに工夫を凝らした継続投資教育を実施している。

## サントリーホールディングス

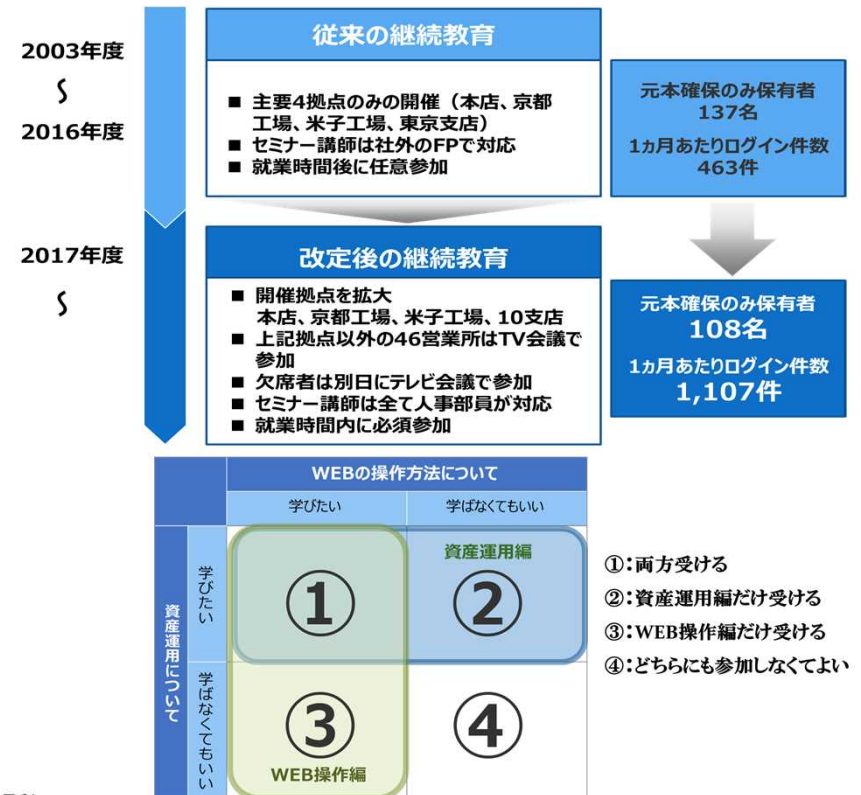
キャリア・ライフプランを考える一環として、継続投資教育を実施。特に若年層に重点を置き、早い段階からDC制度について意識する機会を提供している。



(出所)  
「第7回日本DCフォーラム」(2018年10月開催)資料を基に作成

## 鶴見製作所

事前にWEBアンケートを実施し、社員の意向を調査してセグメント化し、効果的な継続投資教育を実施している。



(出所)  
「DCエクセレントカンパニーフォーラムin大阪」(2019年11月開催)資料を基に作成

※上記2社は、DCエクセレントカンパニー表彰(主催:NPO法人 確定拠出年金教育協会)において、継続投資教育等に積極的に取り組んでいる企業に贈られる「エクセレントカンパニー表彰」を受賞(サントリーホールディングス(2018年度)、鶴見製作所(2019年度))。

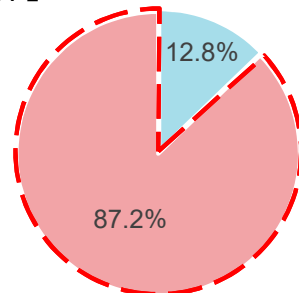
※上記事例は、表彰時点の取組であることに留意が必要。

# 運営管理機関の評価等の実施

- 2018(平成30)年度決算では、運営管理機関の評価等の実施率は23.2%で、昨年度(12.8%)と比較して、10.4ポイント上昇した。
- ただし、昨年度同様、評価等を行っていない事業主のうち約7割が、今後の実施については「未定(わからない)」と回答している。

## <運営管理機関に対する評価等の実施状況>

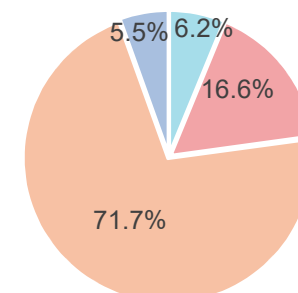
【2017(平成29)年度決算】



■ 現在、評価等を行っている ■ 現在、評価等を行っていない

(出所) 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)  
※ n=627

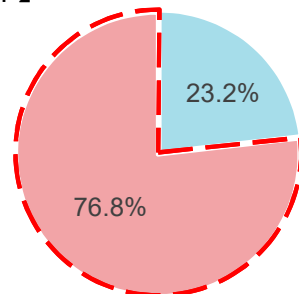
## <評価等を実施していない場合の今後の予定>



■ 現在、評価等の実施について検討中 ■ 今後、評価等の実施について検討する予定  
■ 未定(わからない) ■ 無回答

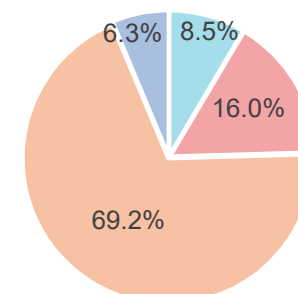
(出所) 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)を  
もとに厚生労働省が作成  
※ 運営管理機関の評価を実施していないと回答した企業の担当者を対象。n=547

【2018(平成30)年度決算】



■ 現在、評価等を行っている ■ 現在、評価等を行っていない

(出所) 企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年)  
※ n=642



■ 現在、評価等の実施について検討中 ■ 今後、評価等の実施について検討する予定  
■ 未定(わからない) ■ 無回答

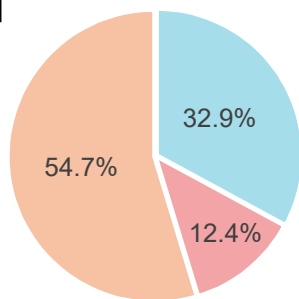
(出所) 企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年)  
※ 運営管理機関の評価を実施していないと回答した企業の担当者を対象。n=493

# 運用商品のモニタリング

○ 2018(平成30)年度決算では、運用商品のモニタリングについて、42.2%の規約が「定期的に行っている」と回答し、12.0%の規約で「定期的ではないが行っている」と回答しており、昨年度よりモニタリングを実施している規約の割合が8.9ポイント上昇した。

## <運用商品のモニタリングの実施状況>

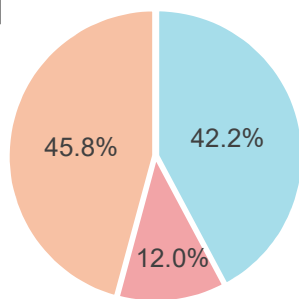
【2017(平成29)年度決算】



■ 定期的に行っている ■ 定期的ではないが行っている ■ 行っていない

(出所)企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)  
※ n=629

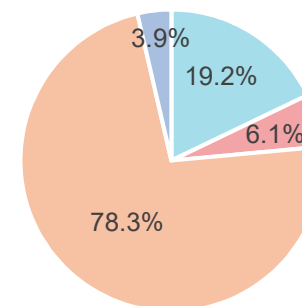
【2018(平成30)年度決算】



■ 定期的に行っている ■ 定期的ではないが行っている ■ 行っていない

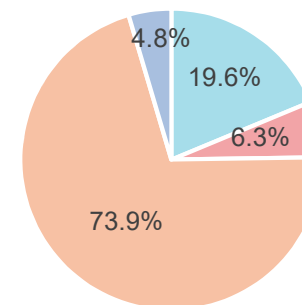
(出所)企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年)  
※ n=644

## <運用商品のラインナップの見直し(複数回答可)>



■ 運用商品の追加を予定している ■ 運用商品の除外を検討している  
■ 見直しの予定はない ■ その他

(出所)企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)  
※ n=654



■ 運用商品の追加を予定している ■ 運用商品の除外を検討している  
■ 見直しの予定はない ■ その他

(出所)企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年)  
※ n=648

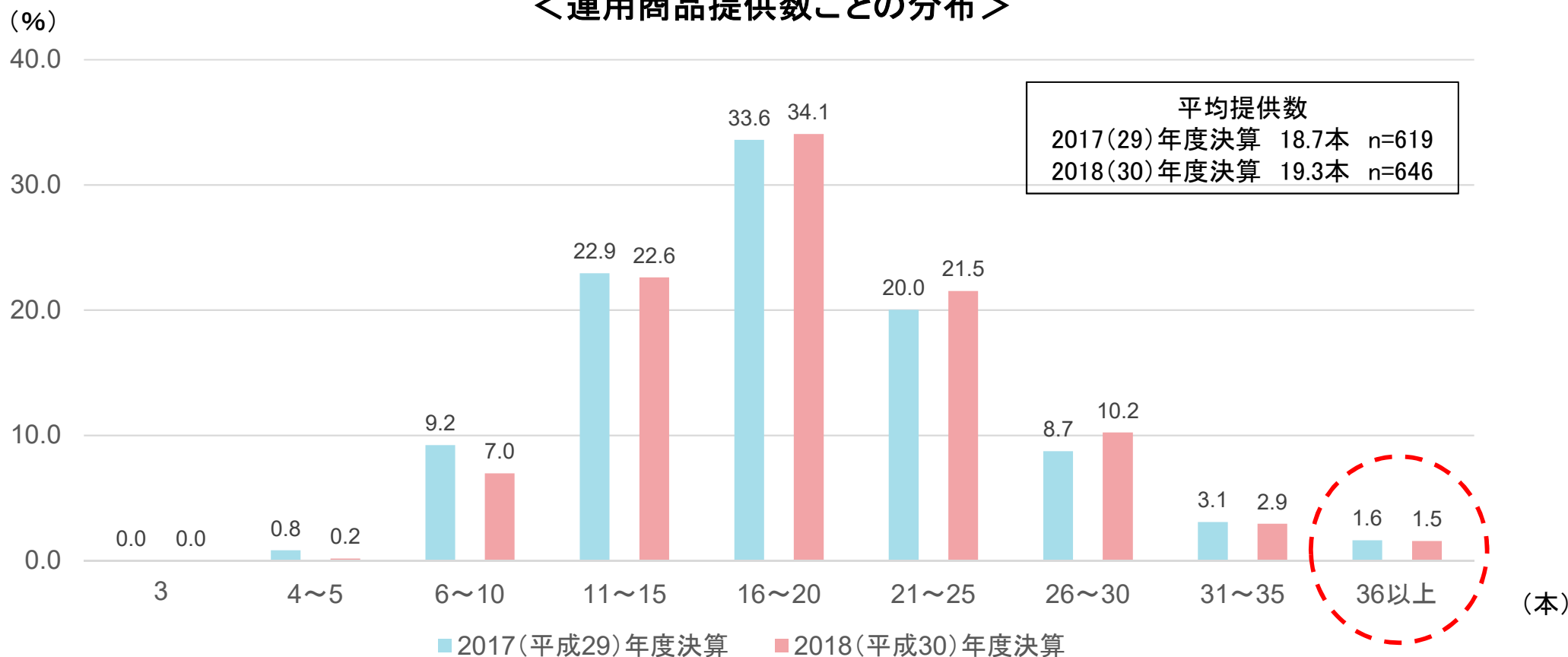
# 運用商品提供数の上限設定と商品除外要件の緩和

○ 運用商品をより選択しやすい環境を整備するため、2016年改正において、運用商品提供数について上限(35本)を設けることで商品の厳選を促すとともに、上限規制の実効性を確保する観点から商品除外要件を商品選択者の3分の2以上の同意に緩和を図った(ただし、運用の方法に係る契約の相手方が欠けた場合などについては同意不要)。

(※1) 2023(令和5)年4月までは、施行前に提示していた提供数を上限とする経過措置があり、この期限までに上限の範囲内となるよう商品除外を行うことが必要。

(※2) 施行日(2018(平成30)年5月1日)前の掛金に係る商品除外については、経過措置があり、引き続き全員の同意が必要。

＜運用商品提供数ごとの分布＞



(出所) 企業年金連合会『確定拠出年金実態調査結果』(2019.2、2020.2)

# 【参考】上限数の考え方

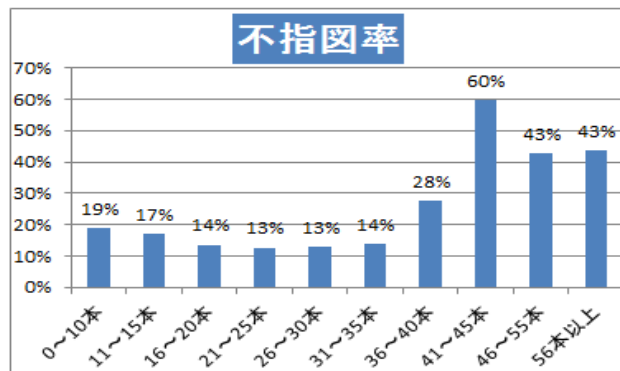
確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書(2017(平成29)年6月6日) 一抄一

## 3. 加入者による運用商品選択への支援

### (1) 運用商品提供数の上限

- まず、企業型年金における運用商品提供数の上限の検討に当たっては、加入時自ら指図を行わずデフォルト商品が適用されていることで、運用の指図を行ったとみなされている(不指図)加入者の状況に関して分析を行うこととした。運用商品を選びにくくなる運用商品提供数というものがあるのか、あるとすればそれは何本なのかを探るため、実際の企業型年金加入者における「運用商品提供数」と「不指図者」の相関関係をみたところ、運用商品提供数が36本以上になった場合、不指図者の割合が急増していることがわかった。【参考資料2】
- 必要最小限のもの、加入者にとって望ましいものという観点からは、商品提供数30~40本は多すぎるとの意見があった。しかしながら、上記の調査結果を踏まえ、さらに、政令で定める当該商品提供数の上限を超えている場合には、上限超過分につき施行から5年以内に商品の除外を行わなければ法令違反となる点を踏まえると、企業型年金加入者の商品提供数の上限は35本とすることが適当である。
- 個人型年金における運用商品提供数の上限については、加入者自身で運営管理機関を選択することができることから特に上限を定める必要がないのではないかと意見がある一方、加入者が提示された商品の中から自身で運用商品を選択するという点では企業型年金の場合と同様ではないか、企業型年金の運用商品提供数の上限がもっと少数であれば個人型を別基準とすることも検討すべきであるが35本であれば同数でよいのではないかと、との意見があった。個人型年金は投資経験が浅い者を含む多数の勤労者等に加えて国民年金の第3号被保険者を対象としていること、また、加入者が提示された運用商品の中から自身で運用商品を選択する点は企業型年金と共通であることも考慮し、企業型年金のその上限数(多すぎる選択肢は選択すること自体を困難にするという加入者行動等を踏まえて設定)を参考に、個人型年金についても、上限を35本とすることが適当である。
- なお、制度が定着していく過程で加入者の行動性向が変化することも考えられるため、加入者の商品選択行動や選択商品の状況、運用商品提供数の影響などについてモニタリングを行い、法施行に伴う経過措置(法施行から5年を超えない期間内は、施行前に提示していた運用商品数を上限とする)終了後、一定期間経過後に、運用商品提供数の法令上の上限を再度検討することが適当である。

## 【参考資料2】運用商品提供数と加入者行動の調査

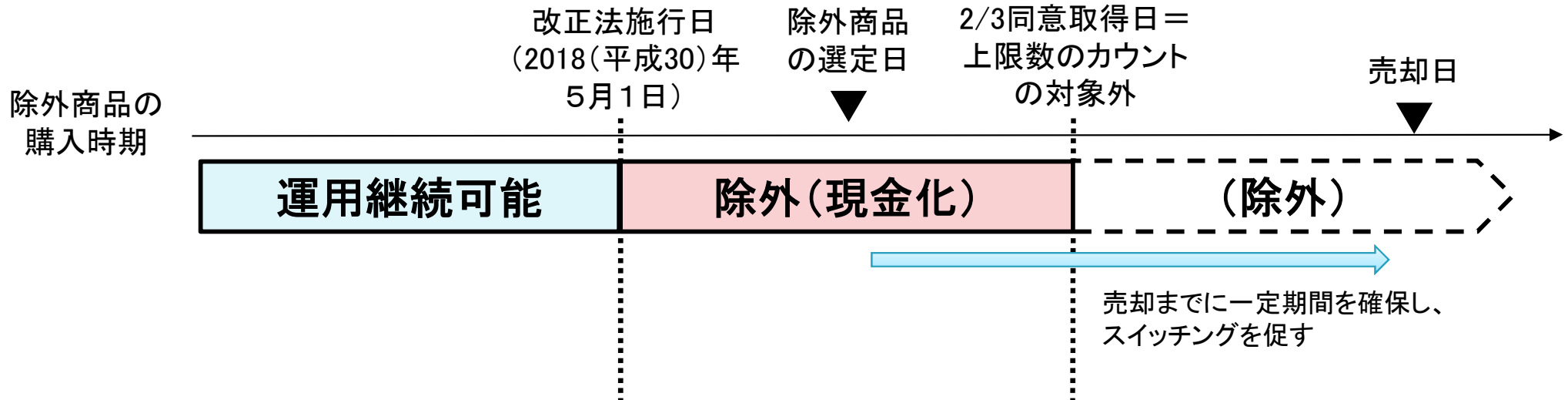


(調査の前提)

- ・データ基準日:平成29年1月時点
- ・デフォルト商品:現行制度下において、規約によりあらかじめ定められた運用方法
- ・不指図の定義:デフォルト商品が適用されていることで、運用の指図を行っていると思われていることを、ここでは「不指図」とする(以下、本データに基づく「不指図」の語について同様)。また、「不指図」の運用を続けている加入者を、「不指図者」とする。なお、デフォルト商品になっている商品に運用の指図を行いたいと思っている者は、運用の指図を行わなくてもデフォルト商品が適用されることになるため、不指図者の中には、意図的に不指図者となっている者も存在すると思われる。
- ・入手データの内容:記録関連運営管理機関3社(SBI ベネフィット・システムズ株式会社、損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社(五十音順))分の企業型年金のデータ基準日時点の全加入者データ。各事業主ごとに、制度実施時期、運用商品提供数、加入者数及び不指図者数を入力し、厚生労働省で集計を行った。  
※なお、記録関連運営管理機関のうち、日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社については、運用の指図が行われているデータのみを取り扱う運用のため、不指図でデフォルト商品が適用されているデータと、(必ず指図させる運用をさせるケースも含め)不指図ではなく加入者から指図のあったデータとの見分けがつかないため、調査の対象から除外している。
- ・加入者数及び不指図者数については、確定拠出年金制度加入後3カ月が経過した加入者(SBI ベネフィット・システムズ株式会社については、初回拠出が2016年10月以前の者)のみを対象としている。
- ・運用商品提供数は、加入者が運用の指図を行う対象ごとで数えている。つまり、例えばバランス型ファンドのように、パッケージで提示されている運用商品であっても、パッケージで1本ではなく、パッケージに例えば安定型・中立型・積極型の3本あれば、3本と数えている。

# 2016年改正後の仕組み

- 商品除外に当たっては、過去分の現金化を伴うものとして取り扱っている。
- このため、2016年改正によって、商品選択者の3分の2以上の同意を得ると、経過措置と相まって、
  - ・ 改正法施行日以後の掛金に係る部分については、除外(現金化)
  - ・ 改正法施行日前の掛金に係る部分については、運用継続可能となる。
- 「改正法施行日に遡って現金化」する現行の取扱いについては、
  - ・ 除外を同意していない者にとっては、意図しない売却を伴う
  - ・ 現金化の時期によって、投資信託では時価変動の問題が発生し、保険商品では解約金が発生する
  - ・ 仕組みが分かりにくく、事業主や運営管理機関にとっても、労働組合や商品選択者等への説明が難しい等、さまざまな指摘がある。

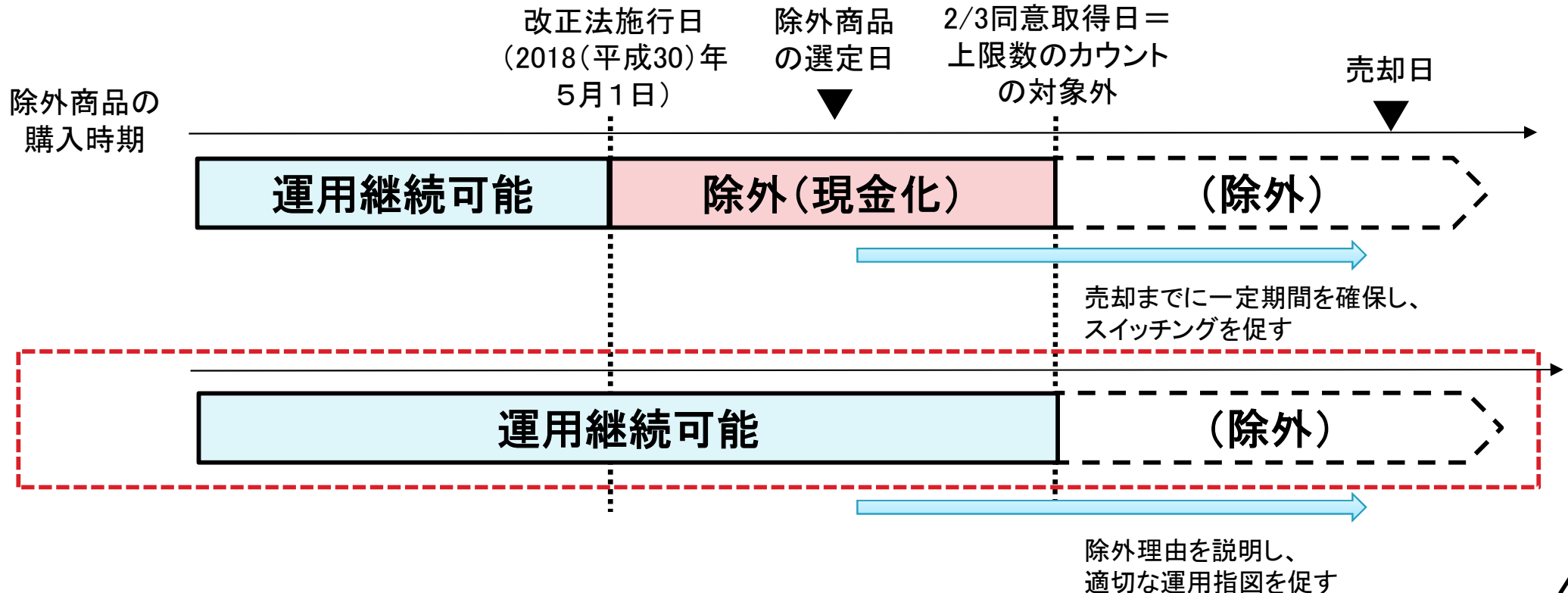




# 商品除外方法の改善

- 過去分の現金化を伴う現行の取扱いは、例えば、手数料などで除外対象の商品が同種の他の商品よりも劣っている場合には、望ましくない商品を保有し続けることを避けるという点では、適当な方法であると言える。
- 他方で、例えば、労使の協議を踏まえて商品構成を見直し、保険商品の本数を減らして代わりにリスク・リターン特性の異なる運用商品を追加する場合等は、必ずしも過去分の現金化を伴わない方法が適当な場合も考えられる。
- こうした点を踏まえ、商品除外の方法を改善し、必ずしも過去分の現金化を伴わない将来分のみを除外（＝過去分の現金化を伴わない「閉鎖型」）することもできるよう、対応の選択肢を追加することが考えられる。

⇒ 具体的な規定内容を検討し、必要な調整・パブリックコメントを経て、法令解釈通知（次ページ）を改正



# 【参考】商品除外の具体的手順や考慮すべき事項

- 法令解釈通知(平成13年8月21日年発第213号)に、商品除外の具体的な手順や考慮すべき事項を規定しており、現行は、労使で十分に協議・検討された結果を踏まえ、どの運用商品を除外しようとするかを決定し、その後具体的な手続を経ることを規定している。
- こうした規定に加えて、「将来分に係る除外の同意」とするか、「過去分も含めた除外(現金化)の同意」とするかを労使で十分に協議・検討された結果を踏まえて決定し、そのどちらであるかを明確にした上で商品選択者の同意を得ることを規定する必要がある。

## 確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)

### 第6運用の方法の除外に関する事項

#### 1. 運用の方法の除外の具体的な手順について

確定拠出年金運営管理機関等は、運用の方法の除外をしようとするときは、以下の手順により行うこと。

- (1) 確定拠出年金運営管理機関等は、労使で十分に協議・検討された結果を踏まえ、どの運用の方法を除外しようとするかを決定すること。
- (2) 確定拠出年金運営管理機関等は、除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等(以下「除外運用方法指図者」という。)に運用の方法を除外しようとする旨を通知した上で、法第26条第1項の運用の方法の除外に係る同意を得ること。  
(注)確定拠出年金運営管理機関等は、再委託先である記録関連運営管理機関から、除外運用方法指図者の情報を入手する。  
(注)法第26条第2項に基づき、除外の通知をした日から規約で定める期間(3週間以上)を経過してもなお除外運用方法指図者から意思表示を受けなかった場合は、除外運用方法指図者は同意をしたものとみなすことができる旨、当該通知で記載すること。
- (3) 除外運用方法指図者(所在が明らかでないものを除く)の3分の2以上の同意が得られた場合、除外することが決定したことを加入者等に周知した上で、他の運用の方法へ運用の指図を変更するよう、除外運用方法指図者に促すこと。
- (4) 確定拠出年金運営管理機関等は運用の方法を除外した旨、除外運用方法指図者に通知する。  
(注)法第26条第3項に基づき、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため当該通知をすることができないときは、公告を行う。  
(注)仮に除外時まで運用の指図の変更が行われなかった場合において、指定運用方法が提示されたときは、企業型年金規約で定める期間経過後、除外対象となっている運用の方法に係る掛金に相当する個人別管理資産について、当該指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされること。

#### 2. 運用の方法の除外に当たって考慮すべき事項について

運用の方法の除外に当たっては、実務上、以下の点に留意すること。

- ・除外する運用の方法を決定する際には、次に掲げる要素を考慮すること  
信託報酬等の手数料の水準、運用成績、運用の方法の除外後の運用の方法の全体の構成、当該運用の方法に対し運用の指図をしている者の数等
- ・除外しようとする運用の方法を決定した確定拠出年金運営管理機関等は、除外運用方法指図者等へ情報提供を行う際には、上記考慮要素を踏まえて当該運用の方法を除外することになった理由を説明すること

# 関係団体からの改善要望①

信託協会(2020(令和2)年10月26日)

## ○確定拠出年金における商品除外(2/3 同意・全員同意)に関し、除外対象商品の除外日以前の売却を必須としない運営

- ・ 確定拠出年金における商品除外について、現状では、ある商品を10年、20年後に売却しようとした場合においても、10年、20年分を、18年5月に遡って売却しなければならない(全員同意の場合は全て売却)。
- ・ その場合投資信託のようなリスク性商品において、一時的な株式の大幅値下がり(リーマンショック等)のようなことが発生し、株式価格が低迷している状況の時に除外手続きが起こってしまうと、強制売却されてしまい、長期積立分散投資の観点で加入者にとって不利益になると考えられる。
- ・ そのため、必ずしも過去分に遡って売却せずとも、商品除外日以降、当該商品を閉鎖型とする対応を認めていただきたい。

日本証券業協会(2017(平成29)年3月10日)

## ○運用商品の除外と上限数の関係

運用商品数が政令による規定数を上回るDC規約については、5年の移行期間が設けられているものの、それを過ぎると法令違反になるおそれがあります。そのため、商品除外を行わざるを得ないと考えますが、これにより除外対象となる運用商品に投資している既存の加入者に対し、一定の不利益をもたらすことは避けられません。そもそも商品除外の規制緩和が求められた背景には、運用内容等は同様にもかかわらず手数料が低いなど、より優れた後発の類似商品との入れ替えができないという問題がありました。そのような場合は、除外対象の利用者が新商品への乗り換えを強制されても不利益を被ることはありませんが、自ら選んで投資した商品が、法令上の上限数に合致させるためという理由で除外又は閉鎖されるのは不利益と言わざるを得ません。

このため、将来的には、既存加入者の利益を最大限守りつつ法令上の上限まで商品数を減らす一つの方策として、新規の投資は停止するが既存の利用者の運用は継続可能とする商品(閉鎖型)を特定し、これらの商品は上限数の規制上、実質的に除外されたものとして扱うことの検討をお願いいたします。

## 同意取得手続が不要とされる場合の商品除外の追加

○ 運用の方法に係る契約の相手方が欠けた場合などについては、商品除外の同意取得手続が不要となり、具体的には、次の4つの場合が認められている。(確定拠出年金法第26条第1項ただし書、確定拠出年金法施行規則第20条の2)

①運用の方法に係る契約の相手方が欠けた場合

②投資法人の発行する投資証券等について、当該投資法人が登録の取消しを受けた場合

③運用の方法に係る契約の相手方について、破産手続き開始の決定があった場合

④投資信託の受益証券について、投資信託約款の規定により信託契約期間を変更して償還された場合

○ このうち、④の投資信託の受益証券が繰上償還される場合については、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づいて所要の手続を経て償還されることから、運営管理機関自身の判断によることなく、当該運用商品の提供を停止せざるを得ないため、2006(平成18)年の規制改革要望を受けて、商品選択者の同意なしに運用商品から除外することを可能としたものである。

○ 年金投資基金信託(※)についても、投資信託と同様に、「信託法」の規定に基づいて所要の手続を経て償還されることから、運営管理機関自身の判断によることなく、当該運用商品の提供を停止せざるを得ないため、省令の規定を整備する必要がある。

(※)投資信託と類似した性質の信託会社が販売する運用商品

⇒ 具体的な規定内容を検討し、必要な調整・パブリックコメントを経て、省令を改正

## 関係団体からの改善要望②

信託協会(2020(令和2)年10月26日)

### ○確定拠出年金における信託商品の終了手続の簡便化

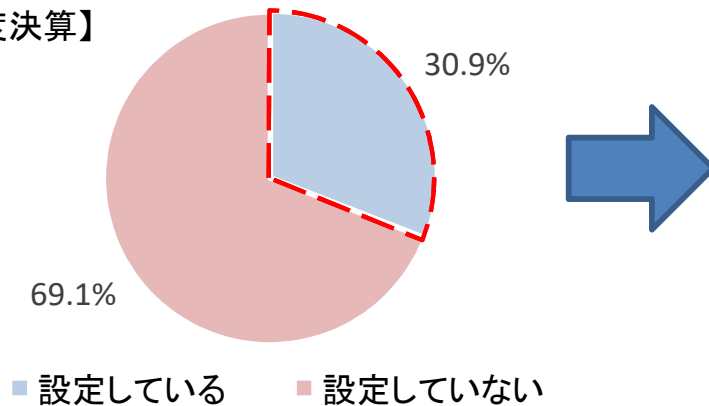
- ・ 現行法において、投資信託の償還については確定拠出年金法施行規則第20条の2第3号に、同意取得手続きが不要の旨明記されているが、施行令第15条第2号ロに規定する信託においては、投資信託と性質上類似しているにもかかわらず、同施行規則で明確に同意の手続きが不要であることが示されていないため、確定拠出年金法第26条の手続きが必要であると解釈することもできる。
- ・ 各運用の方法において、それぞれの根拠法に基づく規定に則り終了する場合、確定拠出年金側の加入者同意にかかわらず商品除外が適用できることとしていただきたい。
- ・ なお、信託法で定められた終了に係る規定に基づき、「年金投資基金信託約款」に終了事由を規定している。

# 指定運用方法の設定

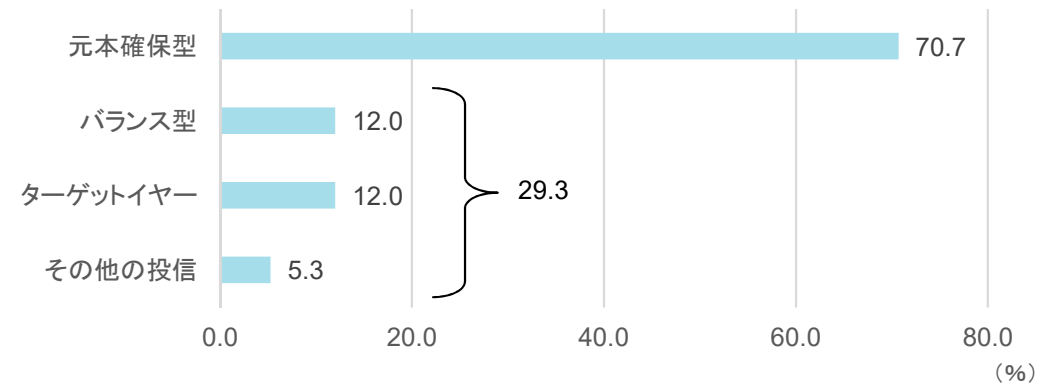
- 2016年改正において、加入者による運用の指図が行われない場合、一定期間(特定期間や猶予期間)を経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」の規定を整備したが、その規定に基づいて設定しているのは2018(平成30)年度決算で37.5%となっている。
- 昨年度と比べて、指定運用方法を設定している割合は上昇(30.9%→37.5%)しているが、元本確保型が選ばれている割合が上昇し、投資信託が選ばれている割合は減少している。

＜指定運用方法の設定状況＞

【2017(平成29)年度決算】

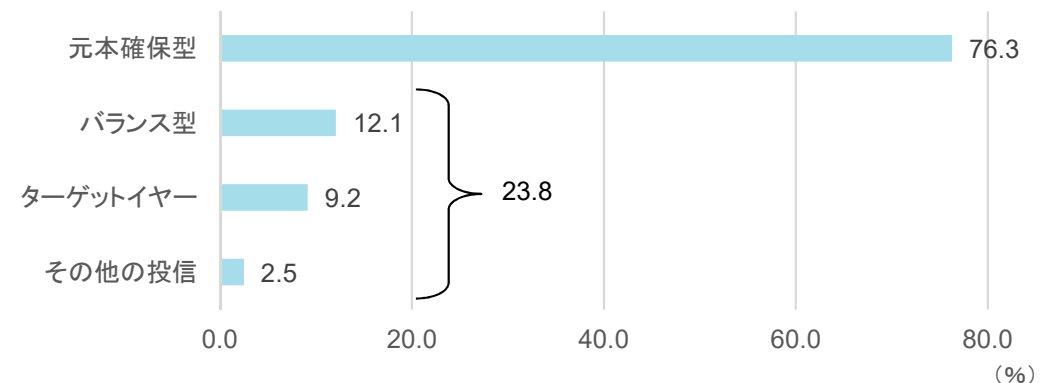
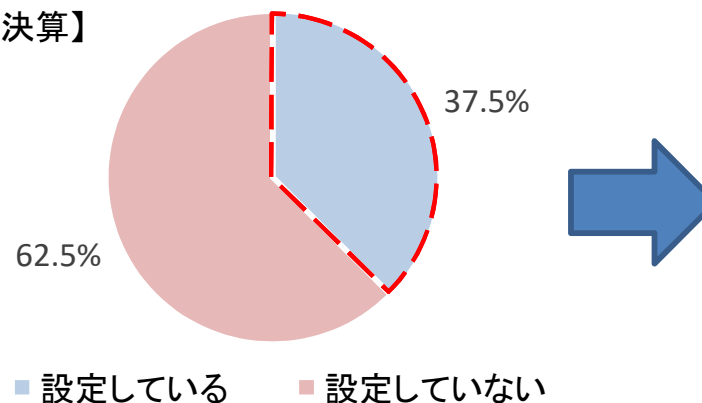


＜指定運用方法の区分＞



(出所)企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年) (出所)企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)  
 ※ n=673 ※ 指定運用方法を設定していると回答した企業の担当者を対象。n=208

【2018(平成30)年度決算】



(出所)企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年) (出所)企業年金連合会「2018(平成30)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2020年)  
 ※ n=645 ※ 指定運用方法を設定していると回答した企業の担当者を対象。n=240

# 地方厚生局による運営状況の確認と支援

- 企業型DCの運営状況について、全ての実施事業主に対し、「基本情報」と、努力義務とされた①継続投資教育、②運営管理機関の評価の実施状況を中心に、地方厚生(支)局において確認を行い、実施を促していく。

## 【基本情報】

- 規約承認番号、厚生年金適用事業所名、所在地、事業主名、厚生年金保険適用者数
- 運営管理機関の名称
- 確定拠出年金の位置づけ(選択制導入の有無) 等

## 【投資教育・継続投資教育】

- 投資教育・継続投資教育の実施方法・実施頻度

## 【運営管理機関の定期的な評価】

- 商品ラインナップの商品の手数料の開示状況、商品モニタリングの内容の報告等に対する事業主による定期的な評価

実施状況  
の  
把握・確認

## 【実施事業主の努力義務】

- ① 投資教育・継続投資教育 (DC法第22条)
- ② 運営管理機関の定期的な評価 (DC法第7条)



実施事業主に実施を促す

企業年金・個人年金部会「議論の整理」(2019(令和元)年12月) 一抄一

- また、投資教育等について、業務報告書で実施の有無のみの報告を求めるのではなく、投資教育の内容等を地方厚生(支)局がヒアリング等で継続的に把握して指導に当たる方が効果的であり、指導体制や手法を含めて見直すべきである。運用商品のモニタリング、運営管理機関の評価等も同様である。

# 企業年金連合会による継続投資教育事業

- 企業年金連合会は、企業型DC向けサービスとして、継続投資教育事業や研修、ハンドブックの発行等により事業主の取組を支援している。
- 2017(平成29)年4月から、事業主からの委託を受けて、継続投資教育を実施している。2020(令和2)年11月時点では、315社と委託契約を締結している。
- 2020年4月には、より多くの企業型DC加入者が受講できるよう料金体系を見直し、配信セミナー(※)のうち年代別コンテンツは無料で提供している。

## 企業年金連合会のDC継続投資教育事業

加入者に対して投資教育を継続的に行うことが努力義務化されました。

ノウハウがないですし、自社での実施は難しいです。なるべく低コストで実施できませんか。

企業年金連合会では、確定拠出年金法の規定に基づき、事業主から委託を受けて、以下のような内容・方法で投資教育を実施しています。

企業年金連合会は、厚生年金保険法の規定に基づき厚生労働大臣の認可により設立された法人で、企業年金を会員として運営されています。企業年金に関する情報発信や相談・助言、研修を通じて、企業年金の運営を支援しています。

### 年代・テーマ別の主なコンテンツ

30歳代から40歳代向け	50歳代向け
確定拠出年金のしくみ、運用商品のしくみ、資産運用の基本知識	確定拠出年金のしくみ、給付を受け取るタイミング、年金と一時金のどちらで受け取るか、税金
マネープラン	投資信託
お金の貯め方、増やし方など、社会人として身に着けておきたいお金の知識	投資信託のしくみ、投資信託を選ぶときのポイント、運用実績の確認方法

### 選べる受講方法

 <b>eラーニング</b> 動画視聴により学習	<b>3,000円/社(年間)</b>
 <b>訪問セミナー</b> 講師が企業を訪問してセミナーを開催	<b>40,000円/回</b>
 <b>配信セミナー</b> インターネットを通じてセミナーを受講	<b>無料</b> (テーマ別セミナーは1,000円)

※ 料金は税込で表示しています。訪問セミナーは別途交通費等をご負担ください。訪問セミナーでは、年代別のセミナーのみを実施します。

企業年金連合会 会員サービスセンター 政策企画課  
03-5401-8712 kikaku-ka@pfa.or.jp <https://www.pfa.or.jp/>

	コンテンツ	内容	eラーニング	訪問セミナー	配信セミナー
年代別	30歳代から40歳代向け	ライフプランを本格的に検討し始める世代向けにDCの基本を説明します。 ・社員のライフプラン ・DC制度のしくみ ・資産運用の基本	○	○	○ (無料)
	50歳代向け	退職後の受取のことも視野に入れて、DCの基本を説明します。 ・老後にいくらかかるのか ・資産運用の基本 ・年金と退職金の受取方法と税制	○	○	○ (無料)
テーマ別	投資信託(入門)(今さら聞けない投資信託のキホン)	DCで分散投資をするために必要となる投資信託について説明します。 ・資産形成とはどういうことか ・投資信託のしくみ ・どのような投資信託を選んだらよいか	○	-	○
	社会人のためのマネープラン	お金とうまく付き合うための知識について、説明します。 ・なぜお金を貯めたり増やしたりしないといけないのか ・どうすれば貯められるのか ・社会人として身に着けておきたい「お金の基本」	○	-	○
	スマホアプリを活用したお金の管理	電子マネーや家計簿等のスマホアプリを活用したお金の管理方法を導入し、老後の資産形成に取り組む方法について説明します。	○	-	-
	サラリーマン女子 定年後にどう備えるか	公的年金・企業年金をどう受け取り、医療・介護等を含めた支出にどう備えるか、今からどのように準備していけばいいのか説明します。	○	-	-
	老後資産形成をめぐる5つの誤解と5つの対策	老後の資産形成をめぐる「5つの誤解」を解き明かし、その対策について説明します。	-	-	○
	いつまで働くいつから受け取る 老後にまつわるお金の話	公的年金や企業年金の給付のしくみ、介護等の老後にかかるお金の情報及び定年後のマネープランを考えるうえでのポイントを説明します。	-	-	○

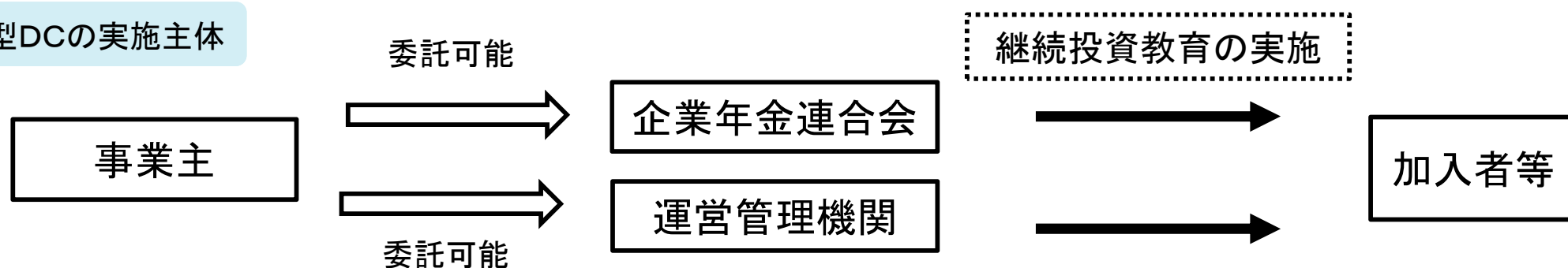
(※)従来は対面方式による「共同セミナー」を実施していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「配信セミナー」として実施している(年代別コンテンツはWeb会議方式により、テーマ別コンテンツはオンデマンド方式により実施)。



# 継続投資教育の国民年金基金連合会から企業年金連合会への委託

- 企業型DCを実施する事業主は、継続投資教育を行うことが努力義務として課されている。この継続投資教育の実施を企業年金連合会や運営管理機関に委託することができる。
- 個人型DCを実施する国民年金基金連合会は、継続投資教育を行うことが努力義務として課されている。この継続投資教育の実施を運営管理機関には委託できるが、企業年金連合会には委託することができなかった。
- 企業年金連合会が提供するオンライン教材などを個人型DCの加入者等も利用できるようにするなど、効果的な継続投資教育を可能とするため、先の法改正で、国民年金基金連合会も企業年金連合会に継続投資教育の実施を委託することができることとした。

## 企業型DCの実施主体



## 個人型DCの実施主体

